



# 座間市地域福祉計画 (第五期)

誰もが認め合い、支え合い、  
自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して

令和8年3月  
座間市



はじめに

本市では、昭和49年に「座間市民福祉憲章」を定め、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くことを掲げました。

また、平成16年度に地域福祉計画(第一期)を策定して以来、地域の皆様をはじめ、関係団体・関係機関の御理解と御協力のもと、地域福祉の充実に継続して取り組んでおります。



第四期計画の期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活や地域活動に大きな影響が生じました。人と人とのつながりが希薄になりやすい状況の中で、孤立や生活困窮、複合的な課題を抱える世帯への対応など、地域福祉を取り巻く課題は一層複雑化・多様化しています。その一方で、地域における支え合いや助け合いの大切さが改めて認識される機会ともなりました。

こうした状況を踏まえ、本計画(第五期)では、これまでの取組を継承・発展させ、地域共生社会の理念のもと、「誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいります。市民一人ひとりの気づきや行動を大切に、地域活動団体、関係機関、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域全体で支え合う仕組みを整えることで、支援を必要とする方を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進めていきます。

地域福祉の推進には、市民の皆様をはじめ、地域団体、企業、関係機関など、地域に関わるすべての方々の参加と協力が不可欠です。市民の皆様の一人ひとりのお力をお借りしながら、「誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指して地域福祉を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、座間市地域保健福祉サービス推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や意見公募などを通じて貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

座間市長 佐藤 弥斗

## 座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、全ての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切に、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心を見がき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和 56 年 11 月 1 日

## 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和 49 年 9 月 15 日

# 目 次

<b>第1章</b> .....	1
<b>計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 法的根拠と計画の位置づけ.....	3
3 計画期間と対象範囲.....	6
4 地域共生社会の理念との関係.....	7
<b>第2章</b> .....	9
<b>座間市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	9
1 人口動態・地域特性.....	10
2 地域福祉ニーズの分析.....	20
<b>第3章</b> .....	29
<b>計画の基本的な考え方</b> .....	29
1 基本理念と将来ビジョン.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	32
<b>第4章</b> .....	33
<b>施策の展開</b> .....	33

<b>第5章</b> .....	47
<b>計画の推進</b> .....	47
1 計画の推進について.....	48
2 計画の管理・評価について.....	48
<b>第6章</b> .....	49
<b>資料編</b> .....	49
1 計画策定の経過.....	50
2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則／委員名簿.....	51

# 第1章

---

## 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画の変遷

近年の福祉を取り巻く状況を見ると、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとの対応では難しい、多様化・複雑化した福祉ニーズがみられるようになり、福祉政策の抜本的な見直しが求められています。

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、国が主体で行ってきた多くの福祉施策は地方自治体に移譲、市町村が実施主体としての役割を担うこととなりました。これに伴い、社会福祉事業法の改正や介護保険制度の導入など、地域住民や関係団体との協力による福祉行政の推進が本格化しました。

これに伴い、座間市においても、平成 16 年度策定の第一期座間市地域福祉計画から、令和 3 年度策定の第四期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）へと、地域福祉の理念と取組を継続・発展させてきました。特に第四期計画では、総合計画を踏まえ、高齢者・障がい者・子どもなど、すべての市民に共通する福祉の基本理念と方向性を示すものとして策定され、座間市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携・補完する計画として一体的に推進し、地域住民同士のつながりの強化や、地域福祉活動の充実を目指してきました。

第四期計画期間の終了を迎えるにあたり、第五期計画においても持続可能で実効性の高い地域福祉の仕組みを構築します。

## (2) 計画策定の在り方

地域福祉の推進に当たっては、市民の主体的な参画が不可欠であり、本計画は行政の施策指針であると同時に、市民と行政の協働に基づく新たな福祉の在り方を提示する性格を有しています。地域における多様な主体が連携し、相互に支え合う仕組みを構築することにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

## 2 法的根拠と計画の位置づけ

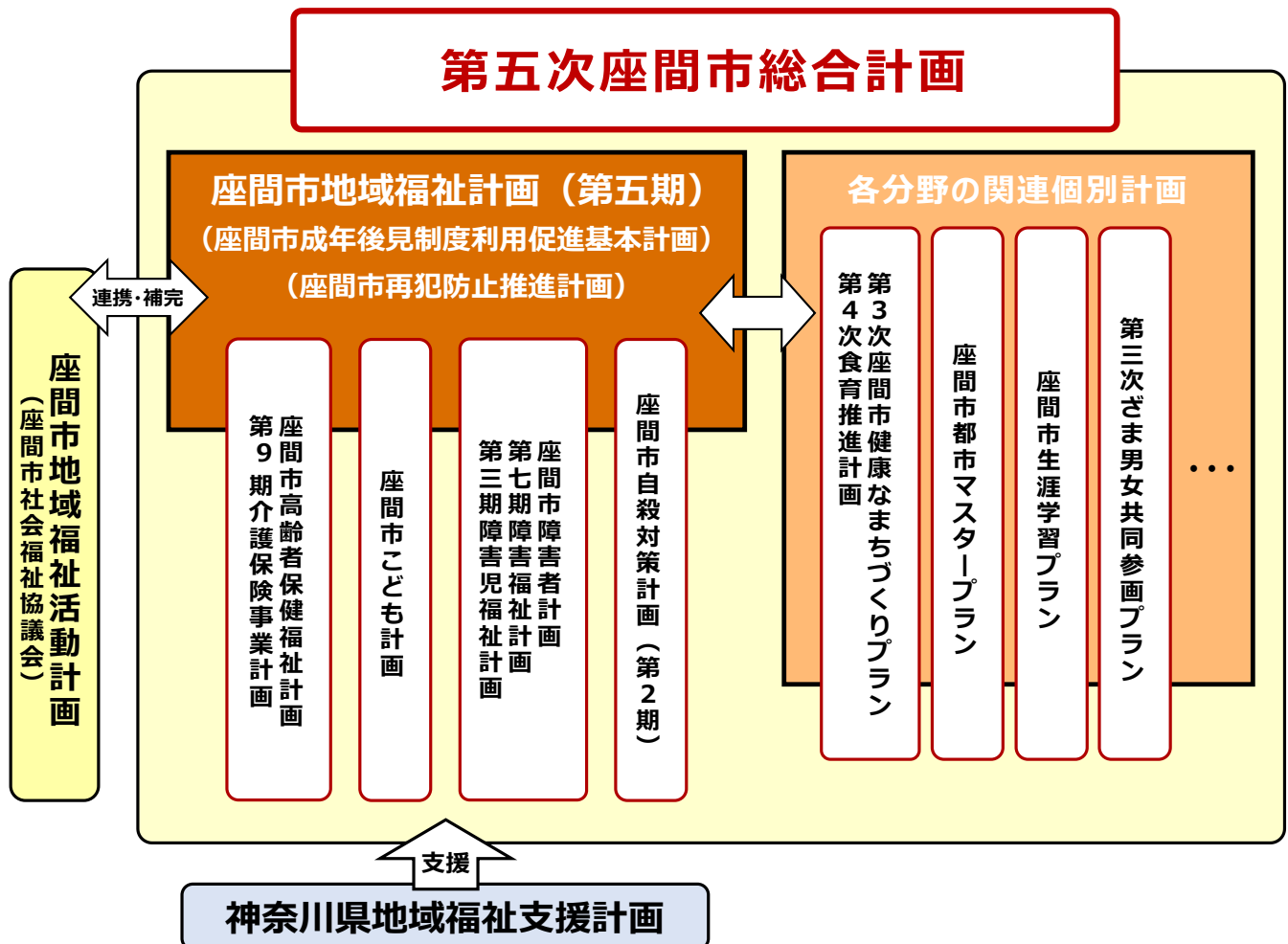
### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された市町村地域福祉計画です。

また、地域福祉計画と密接に関連する計画を包含して策定しており、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、生活困窮者自立支援法第 4 条に規定する取組み、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「再犯防止推進計画」を包含します。

さらに、本計画は総合計画に基づく計画として、高齢者、障がい者、子ども、その他福祉に関して共通して取り組むべき事項を示すとともに、福祉部門の各種個別計画の「上位計画」として、地域福祉に関する基本理念と方向性を示すものです。

#### 【地域福祉計画の位置づけ】



## 社会福祉法（抜粋）

### （市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

### （市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

### （地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## （２）社会福祉法の改正について

社会福祉法は、地域共生社会の実現を目指し、平成 30 年および令和 3 年に改正法が施行されました。平成 30 年改正では、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様かつ複合的な課題について、地域住民や福祉関係者が把握し、関係機関と連携して解決を図ることが明確化され、市町村には住民主体の課題解決や包括的支援体制の整備が求められました。令和 3 年改正では、既存の相談支援を基盤としつつ、複雑化するニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。さらに、令和 6 年には厚生労働省が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、単身高齢者や社会的孤立、災害対応、社会福祉法人の役割強化など新たな課題への対応が検討されています。

### (3) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関係

平成27年の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGs (Sustainable Development Goals) が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて17の目標が設定されています。

本計画の推進にあたって、特に福祉分野に関連する目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとした各目標を念頭に、各施策の取組を推進します。



### 3 計画期間と対象範囲

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

		令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	
座間市	総合計画	市政運営指針 R3~R4		第五次基本構想 R5~R12								
	地域福祉計画	第四期地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画) (再犯防止推進計画) R3~R7					第五期地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画) (再犯防止推進計画) R8~R12					
	成年後見制度 利用促進基本計画											
	再犯防止推進計画											
	障害者計画 障害福祉計画 障害児計画	障害者計画 障害福祉計画 (第六期) 障害児計画 (第二期) R3~R4		障害者計画 障害福祉計画 (第七期) 障害児計画 (第三期) R6~R8		障害者計画 障害福祉計画 (第八期) 障害児計画 (第四期) R9~R11		次期 計画				
	こども計画						こども計画 R7~R11				次期 計画	
	子ども・子育て 支援事業計画	第2期 R2~R6										
	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期 R3~R5		第9期 R6~R8		第10期 R9~R11		次期 計画				
	自殺対策計画	第1期 H31~R5		第2期 R6~R10				次期 計画				
	地域福祉活動計画 (社会福祉協議会が策定)	第3次 H31~R3	第4次 R4~R8				第5次 R9~R12					
県	神奈川県地域福祉支援計画	第4期 H30~R4		第5期 R5~R8			第6期 R9~R12					
国	社会福祉法	●一部改正 (R6年4月24日公布)										
	地域共生社会推進検討会	●最終とりまとめ (R元年12月)										

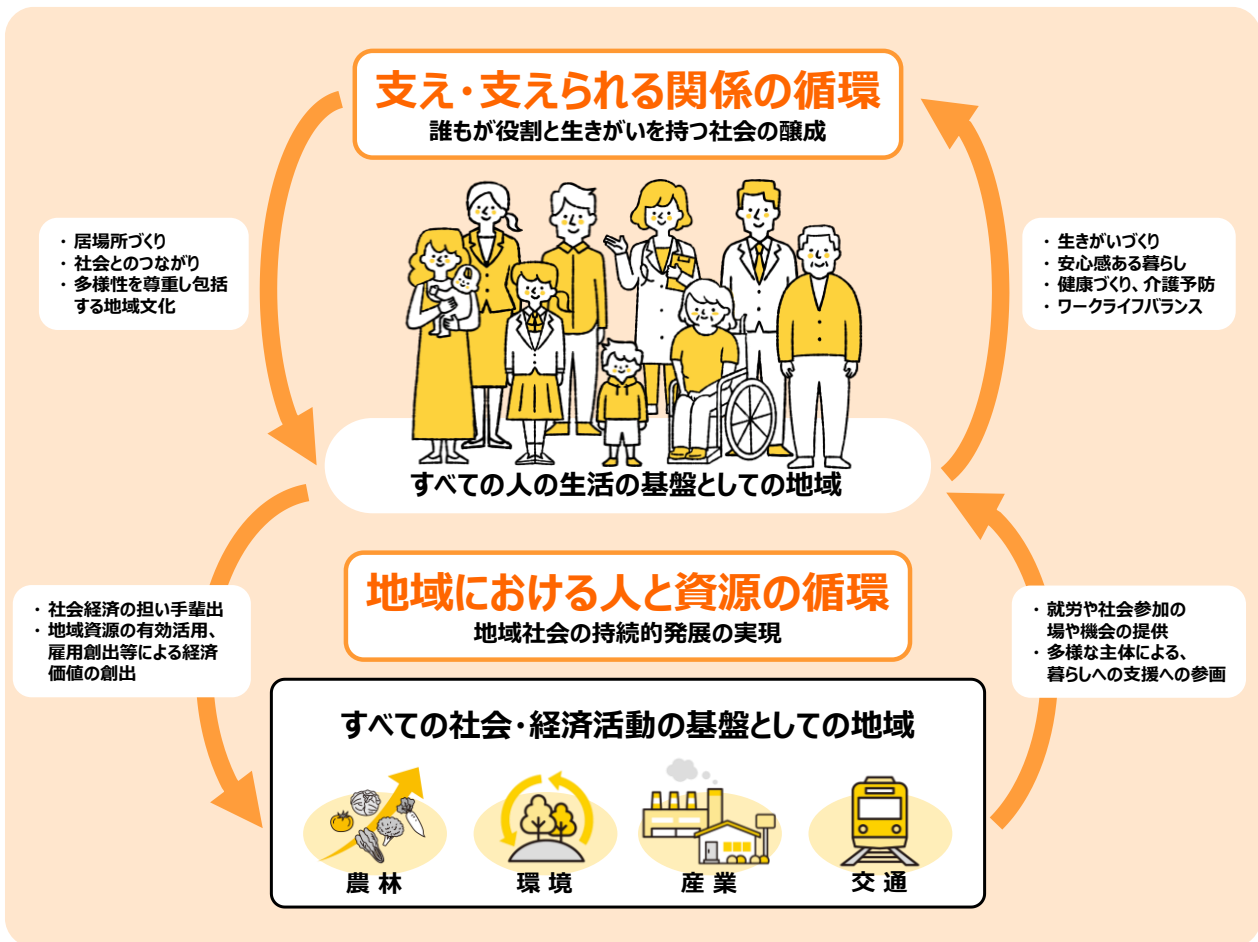
## 4 地域共生社会の理念との関係

### (1) 地域共生社会とは

地域福祉の課題解決には、行政の縦割りを超え、支える側・支えられる側といった枠を固定せず、多様な主体が協働することが求められます。世代や分野を超えたつながりにより、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域をともに創っていく社会を「地域共生社会」といいます。地域共生社会実現のためには、人と資源が循環し、行政や相談機関のみならず地域住民や団体、企業等、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により課題解決を図ることが重要です。

地域共生社会の理念は、世代や分野を超えて支え合いながら誰もが役割を持ち暮らせる社会を目指すものであり、地域福祉の根幹をなす考え方です。本計画では、この理念を具体化するため、行政と地域住民、団体や企業が協働し、地域課題の解決と安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

【地域共生社会のイメージ図】





## **第2章**

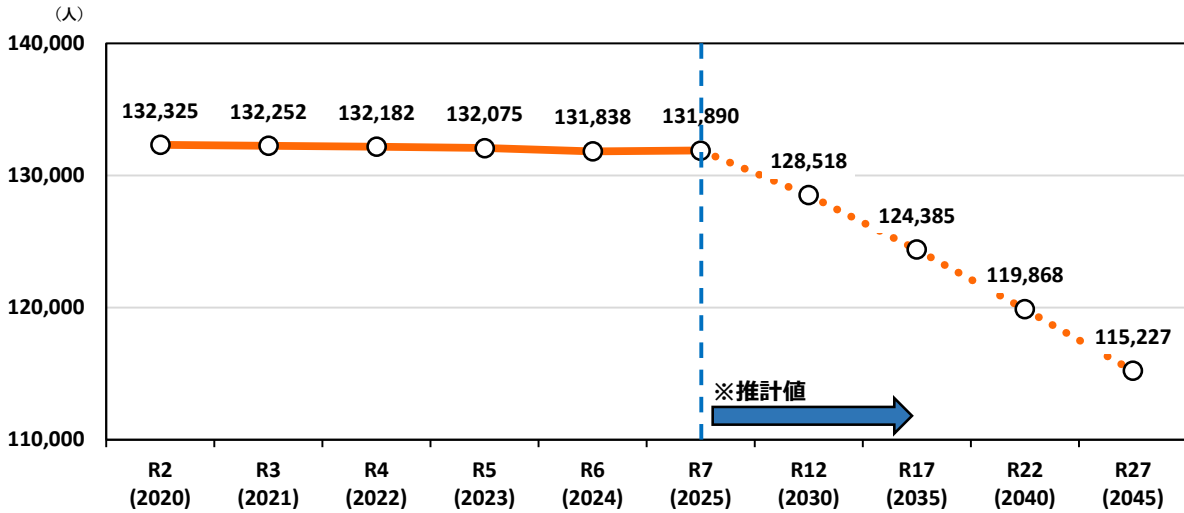
---

### **座間市の地域福祉を取り巻く現状と課題**

# 1 人口動態・地域特性

## 1. 人口の推移

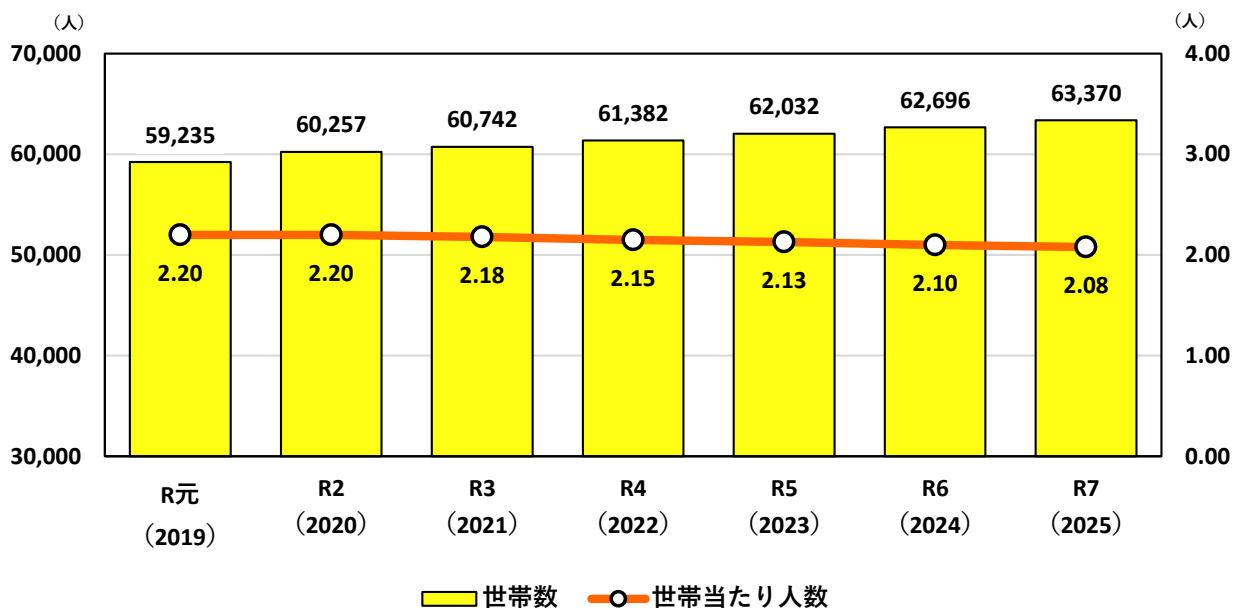
座間市の人口は、令和2年の132,325人から令和7年の131,890人まで横ばいで推移した後、減少が加速し、令和12年に128,518人、令和22年に119,868人、令和27年には115,227人へと減少していく見通しです。



資料：総合政策課調（各年10月1日）  
R7年以降は推計値

## 2. 世帯数の推移

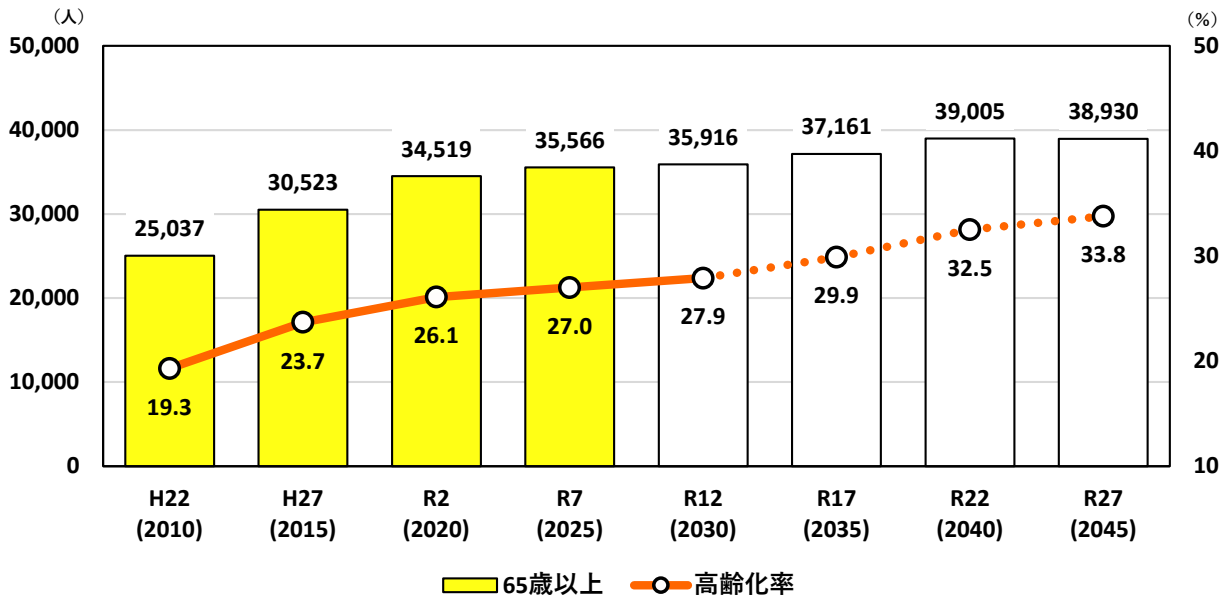
座間市の世帯数は増加基調で、令和元年の59,235世帯から令和7年には63,370世帯へと増加しています。一方、世帯当たり人数は2.20人から2.08人へと緩やかに減少しており、小規模世帯化が進展しています。



資料：総合政策課調（各年10月1日）

### 3. 高齢者人口の推移

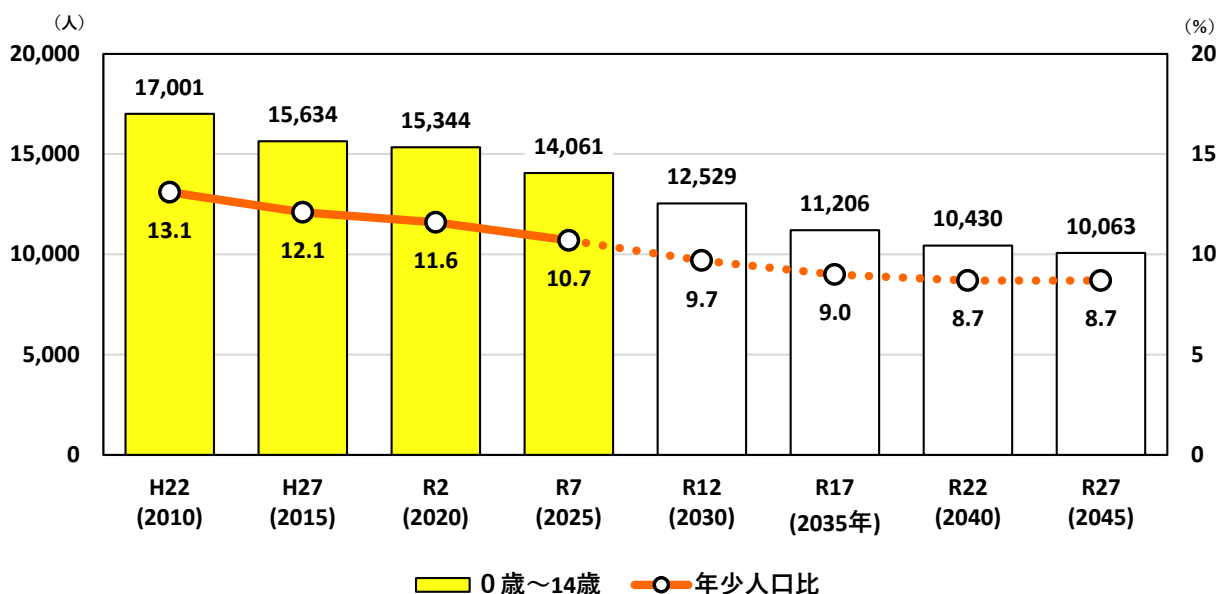
65歳以上人口は、平成22年25,037人から、令和27年には38,930人へ推移する見込みです。高齢化率は19.3%から33.8%へ上昇し、年代を通じて約30%台で推移する見通しです。



資料：総合政策課調（各年10月1日）  
R7年以降は推計値

### 4. 子ども人口の推移

0～14歳人口は減少傾向にあり、平成22年の17,001人から令和7年に14,061人、令和22年に10,430人、令和27年には10,063人へと減少していく見通しです。年少人口比も13.1%から最終的に8.7%へと低下し、少子化の進行が続くことが示されています。

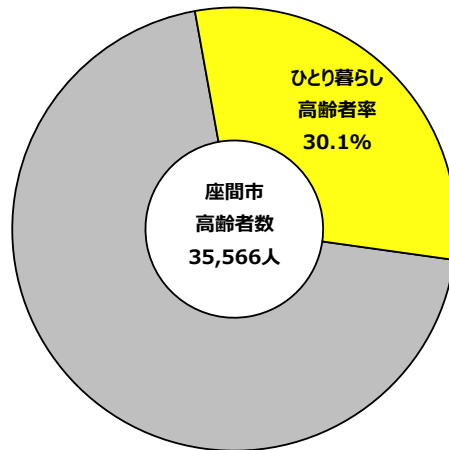


資料：総合政策課調（各年10月1日）  
R7年以降は推計値

## 5. ひとり暮らし高齢者の現状（市全域・日常生活圏域ごと）

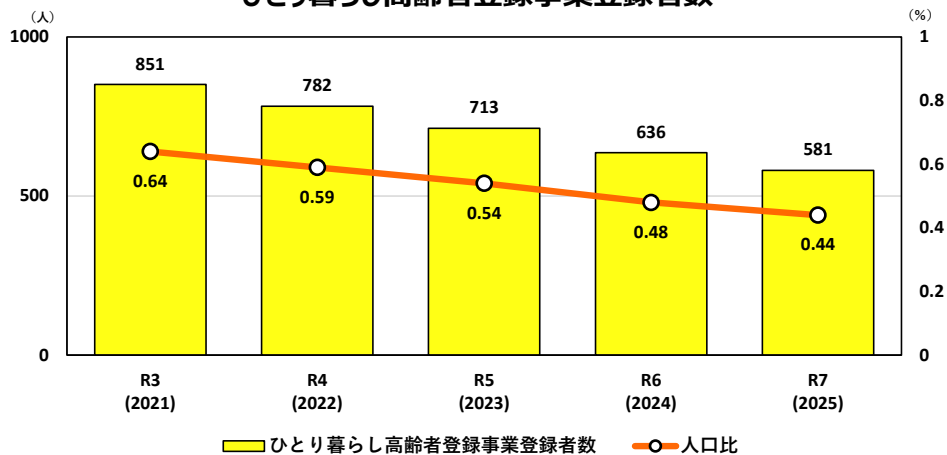
ひとり暮らし高齢者登録事業の登録者数は令和3年から令和7年にかけて減少傾向となっており、日常生活圏域では、ひとり暮らし高齢者率について第2圏域が最多で第3・6圏域が最少、また座間市全高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は30.1%に達しています。

### ひとり暮らし高齢者率



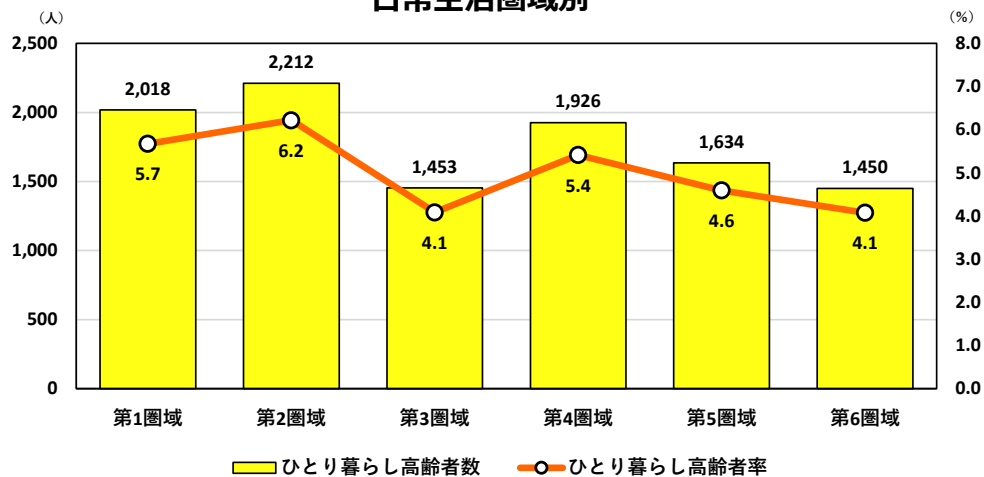
資料：長寿支援課調（各4月1日）

### ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数



資料：R3～R6 保健・福祉の概要（各4月1日）  
R7 長寿支援課調（各4月1日）

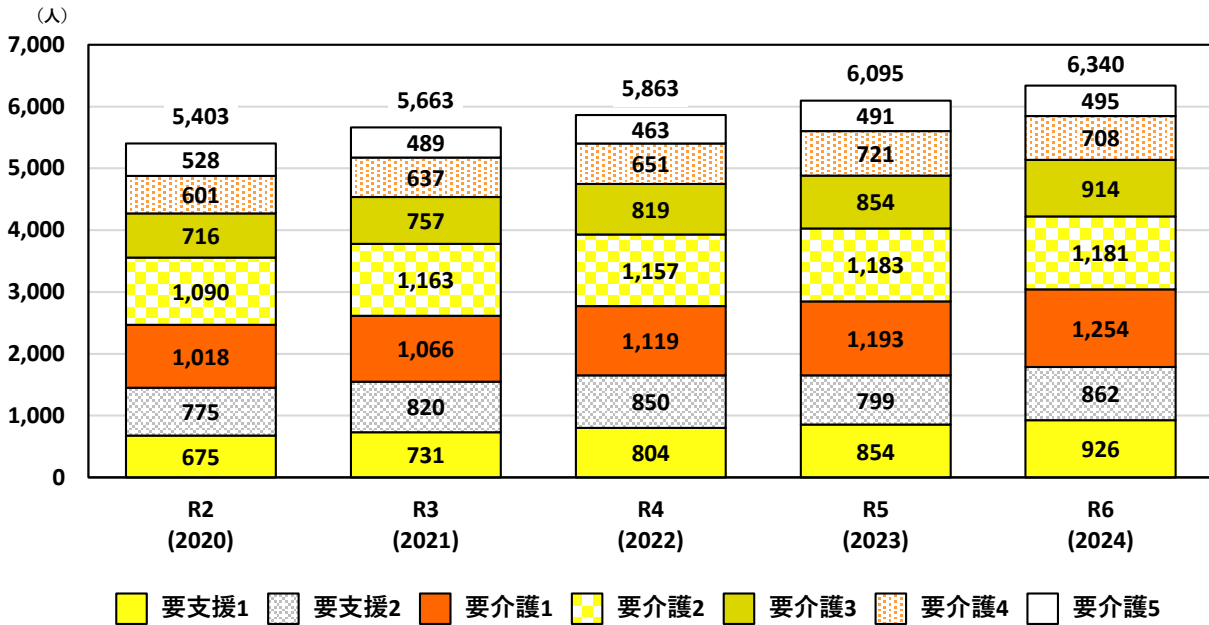
### 日常生活圏域別



資料：地域福祉課調（各4月1日）

## 6. 要介護高齢者の推移

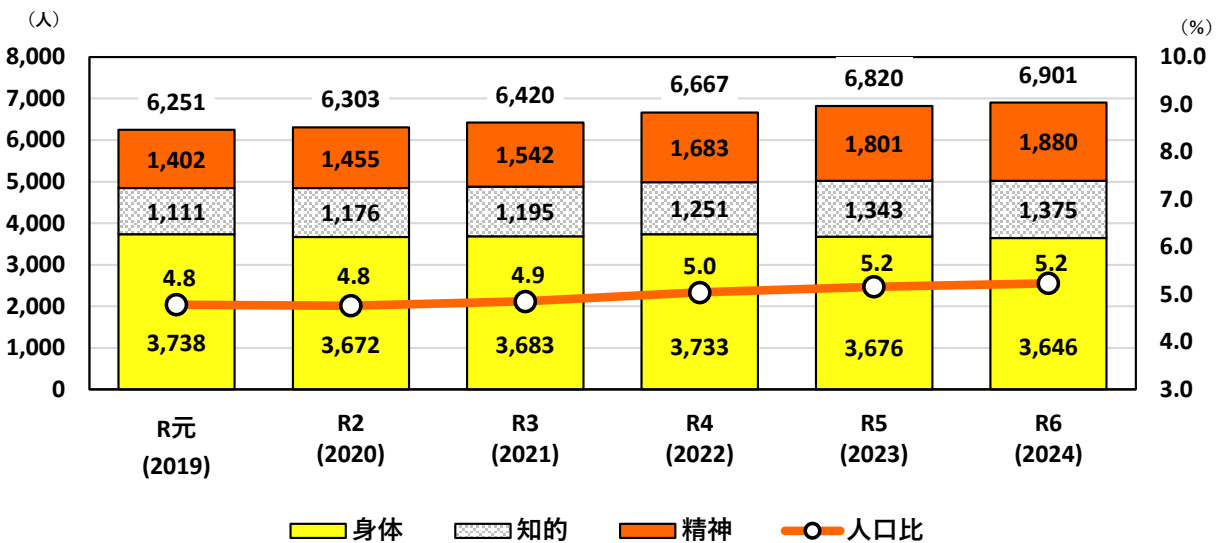
要介護・要支援認定者は増加傾向にあり、総数は令和2年5,403人から令和6年には6,340人へと約1,000人増加しています。区分別では要介護1~4が増え、特に要介護3は716人から914人、要介護4は601人から708人へ増えています。



資料：長寿支援課、介護保険課調（各4月1日）

## 7. 障がい児・者の推移

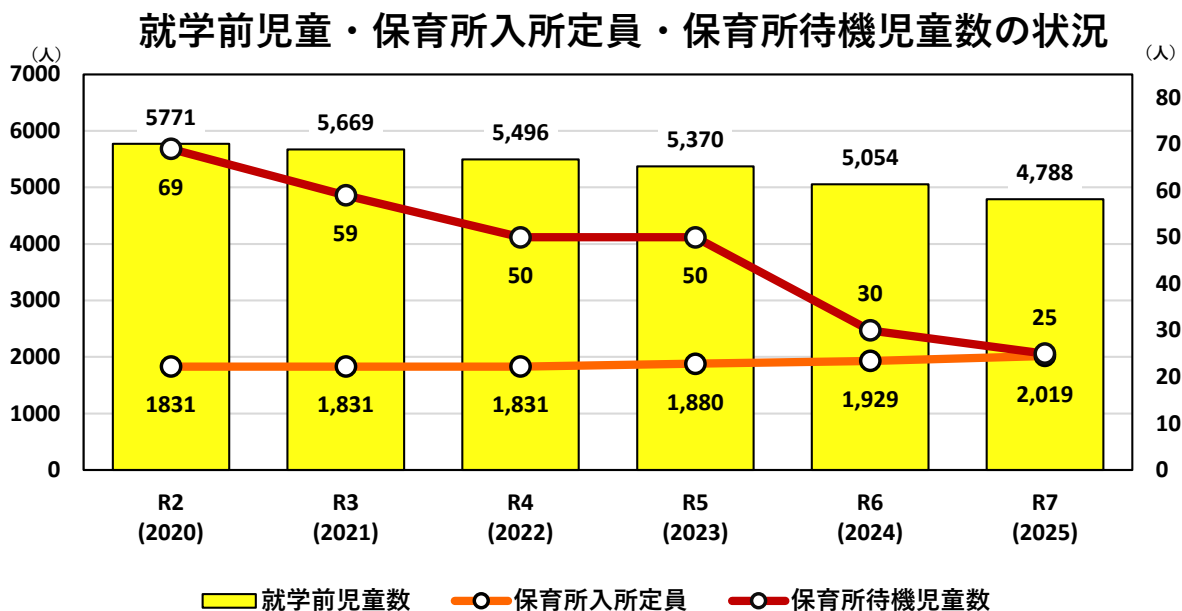
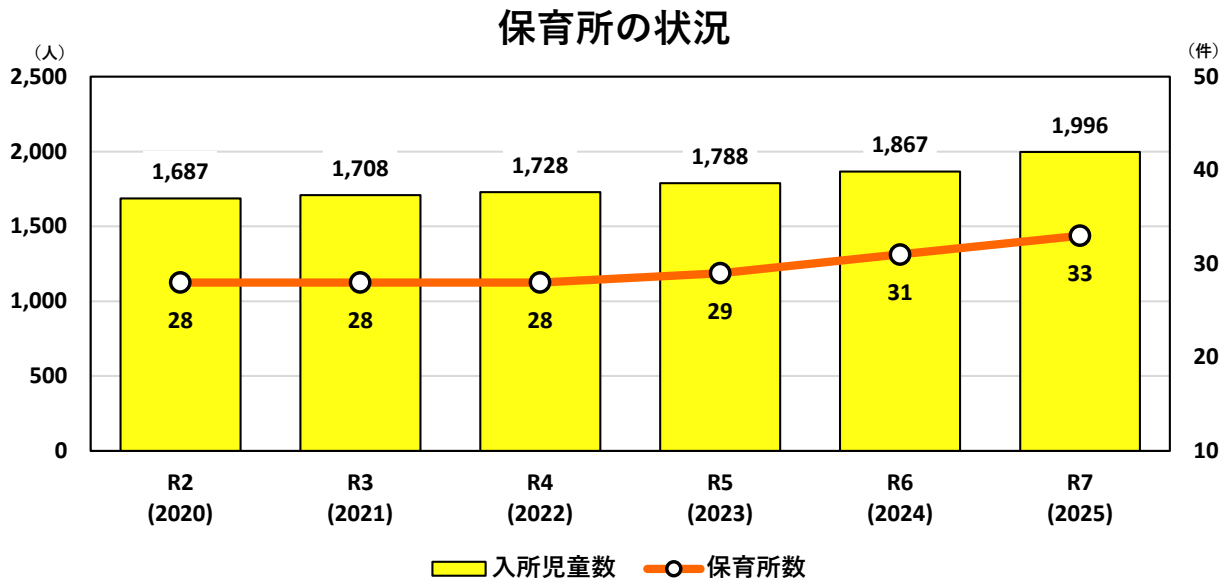
障害者手帳所持者数は増加基調で、令和元年度の6,251人から令和6年度には6,901人へ増加し、人口比も4.8%から5.2%へ上昇しています。区分別では身体がほぼ横ばいで推移する一方、知的と精神が増加し、特に精神は1,402人から1,880人へと大きく増加しています。



資料：障がい福祉課調（各年度末現在）

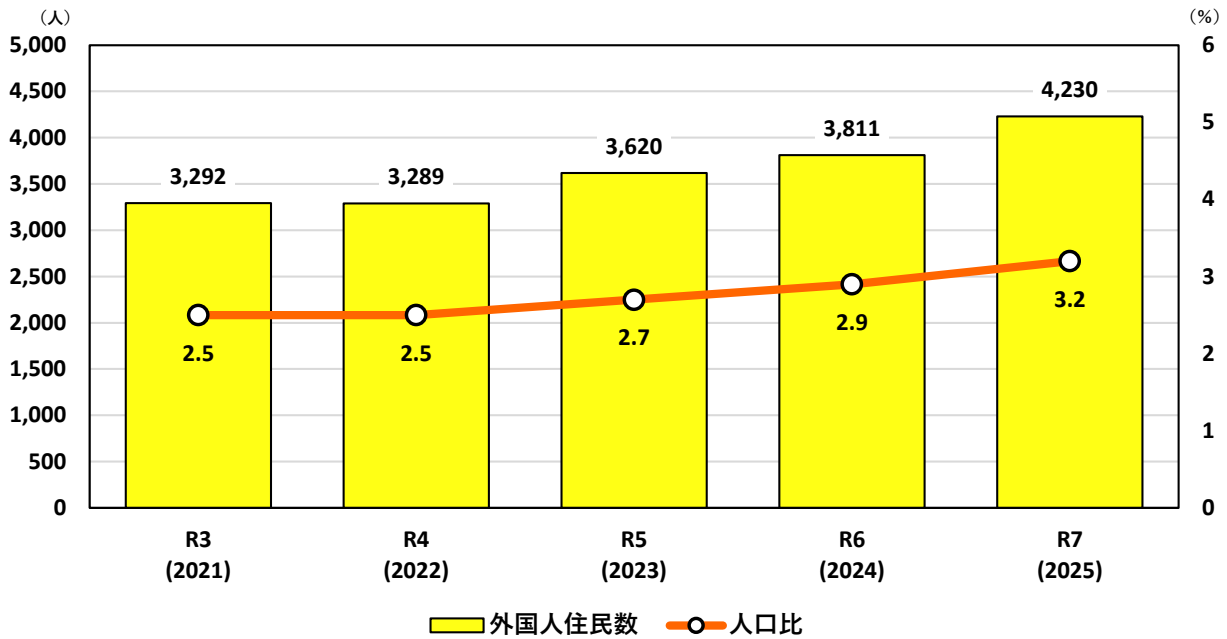
## 8. 入所児童数、就学前児童数の推移

保育所入所児童数は令和2年1,687人から、令和7年に1,996人へ増加し、保育所数も28か所から33か所へ拡充されています。一方、就学前児童数は5,771人から4,788人へ減少するなか、入所定員は令和3年1,831人から、令和7年に2,019人へ増加し、待機児童数は69人から25人へ着実に減少しています。



## 9. 外国人住民の状況

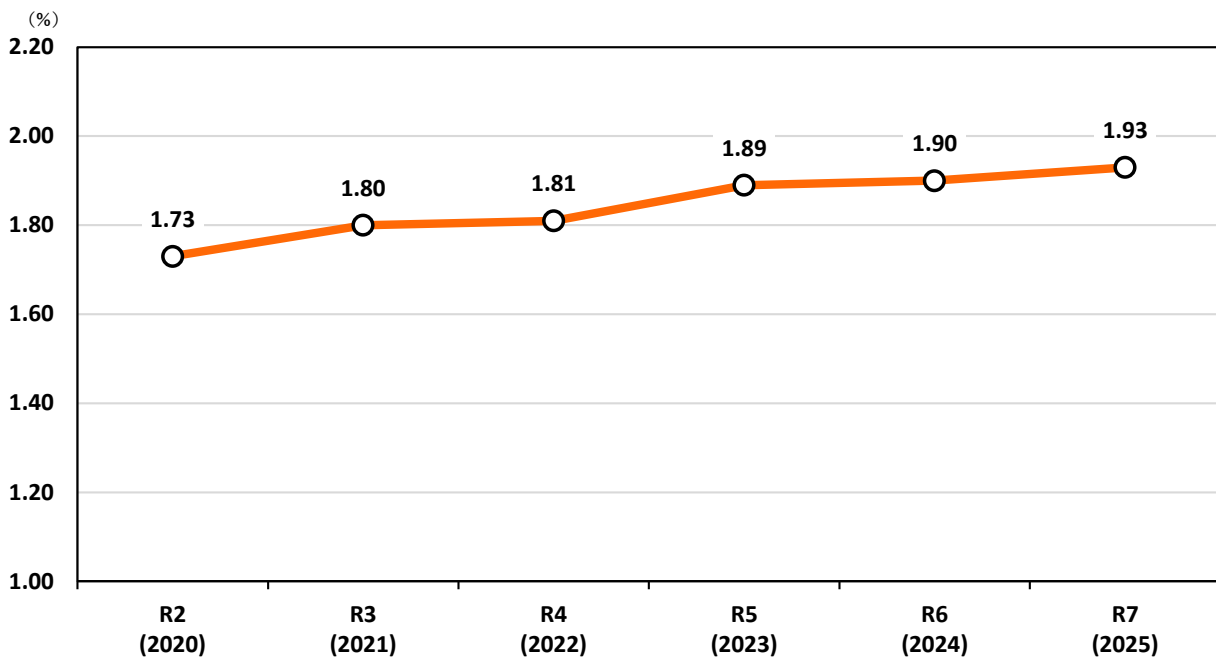
外国人住民は増加傾向で、令和3年3,292人から令和7年には4,230人へ増加し、人口比も2.5%から3.2%へ上昇しています。



資料：戸籍住民課調（各4月1日）

## 10. 生活保護の推移

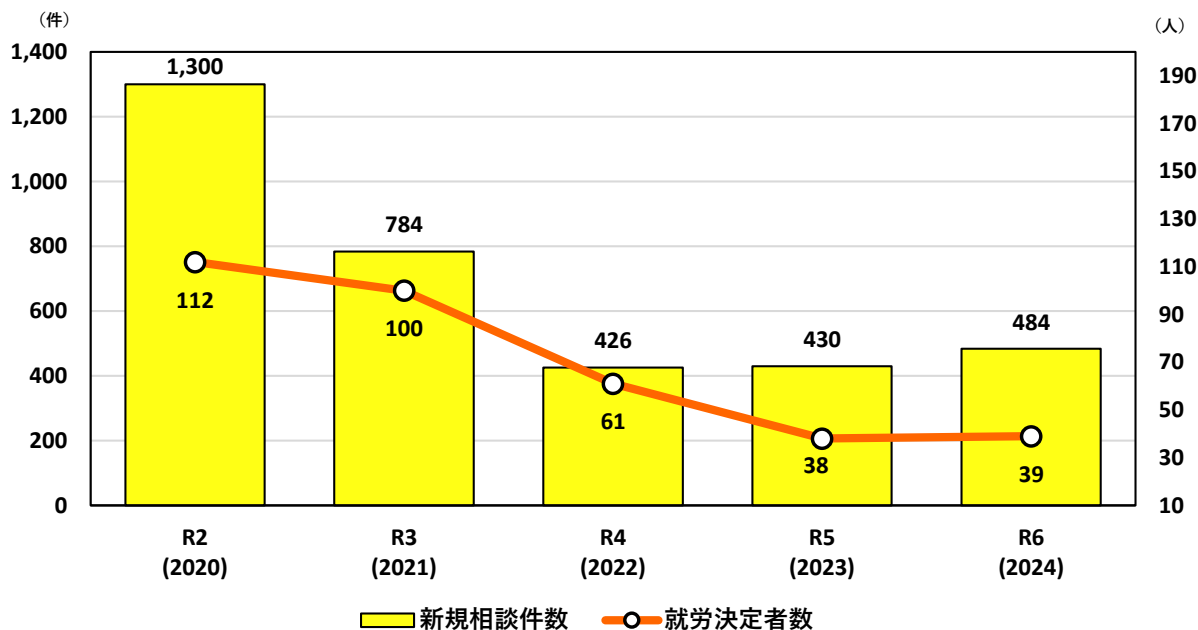
生活保護率は増加傾向で、令和2年1.73%から令和5年1.89%、令和7年には1.93%へと緩やかに上がっています。また、近年の社会情勢の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑化、複合化しています。



資料：保健・福祉の概要（各4月1日）

## 11. 生活困窮者就労者数

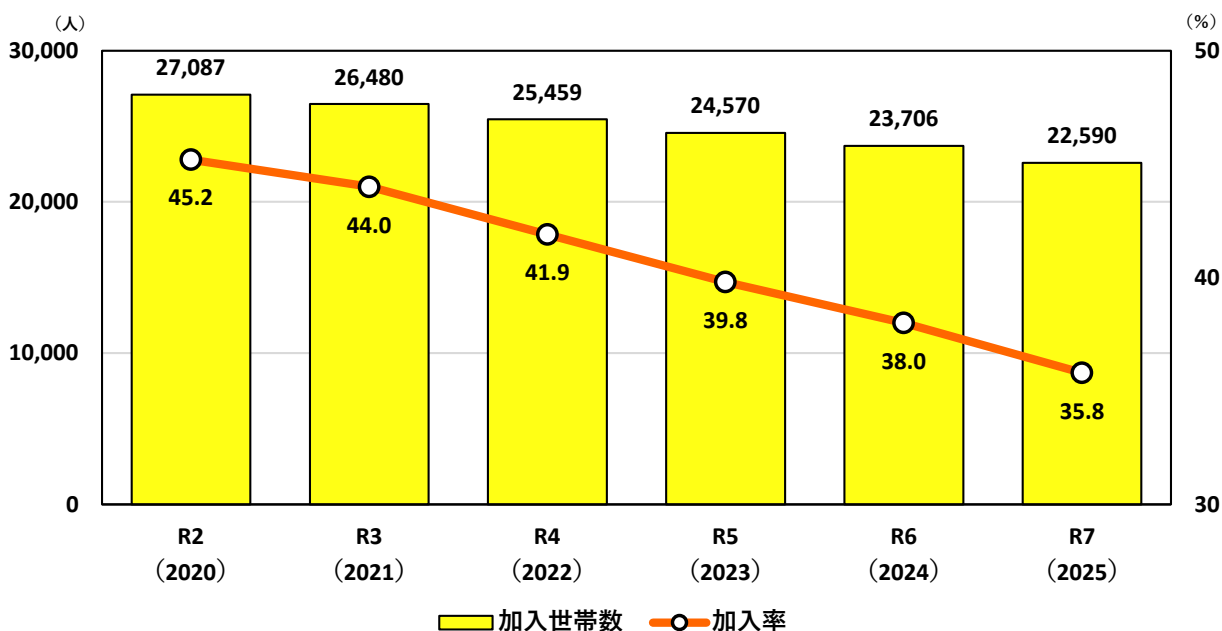
新規相談件数は令和2年の1,300件から令和4年426件まで大幅に減少し、その後令和6年に484件とやや増加しました。就労決定者数は112人から段階的に減り、令和6年は39人で推移しており、相談の質の変化や就労までの段階的な支援の必要性がうかがえます。



資料：R2～R5 保健・福祉の概要（各4月1日）  
R6 地域福祉課調

## 12. 自治会加入状況

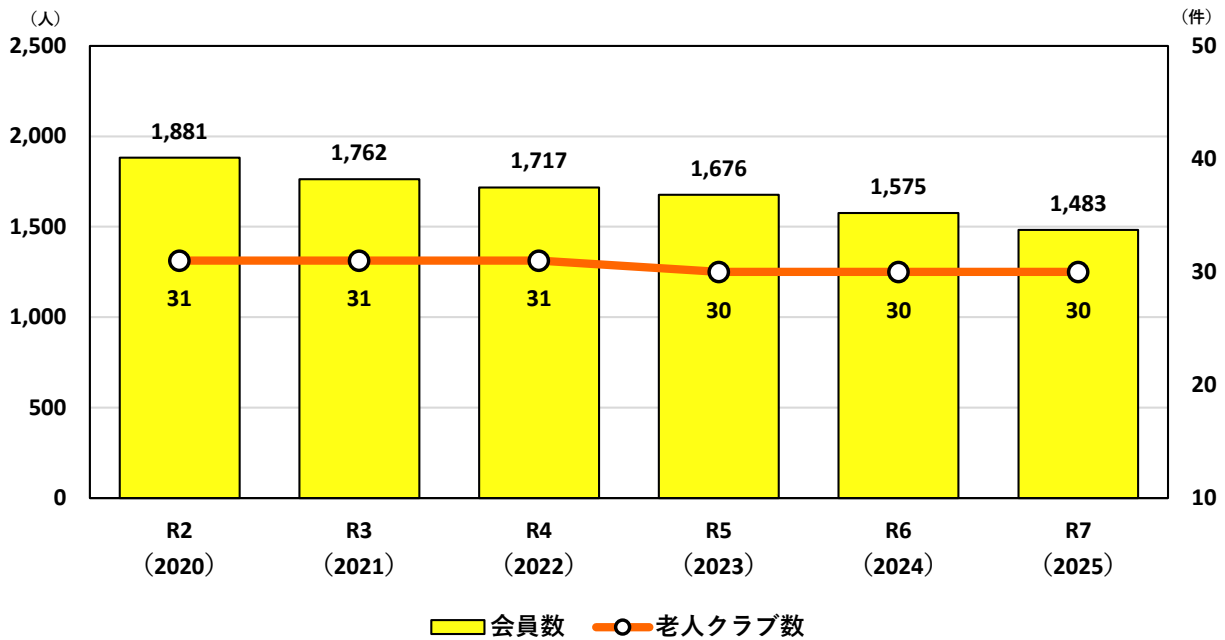
自治会加入世帯数は令和2年27,087世帯から令和7年22,590世帯へ減少し、加入率も45.2%から35.8%へ低下しています。



資料：市民協働課調（各4月1日）

### 13. 老人クラブの状況

老人クラブ会員数は令和2年1,881人から令和7年1,483人へ減少し、クラブ数は同期間を通じて30団体でほぼ横ばいです。



資料：R2～R5 保健・福祉の概要（各4月1日）  
R6～R7 長寿支援課調（各4月1日）

### 14. 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数

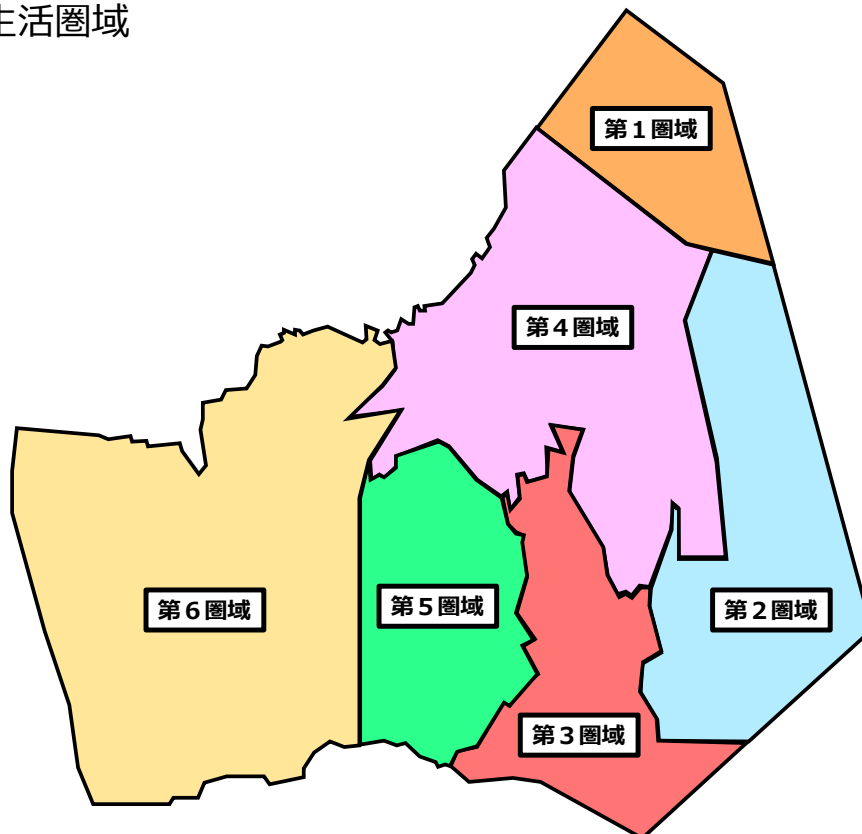
市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数は令和7年6月現在で54団体です。また、ボランティアの個人登録も行っており、令和6年度の登録者数は321人です。

分野名	団体数
障がい者・高齢者支援	14
学術・文化・芸術等振興	14
福祉施設支援	3
子育て支援	10
外国人支援	4
まちづくり環境保全	9
合計	54

## 15. 地域の枠組みの例

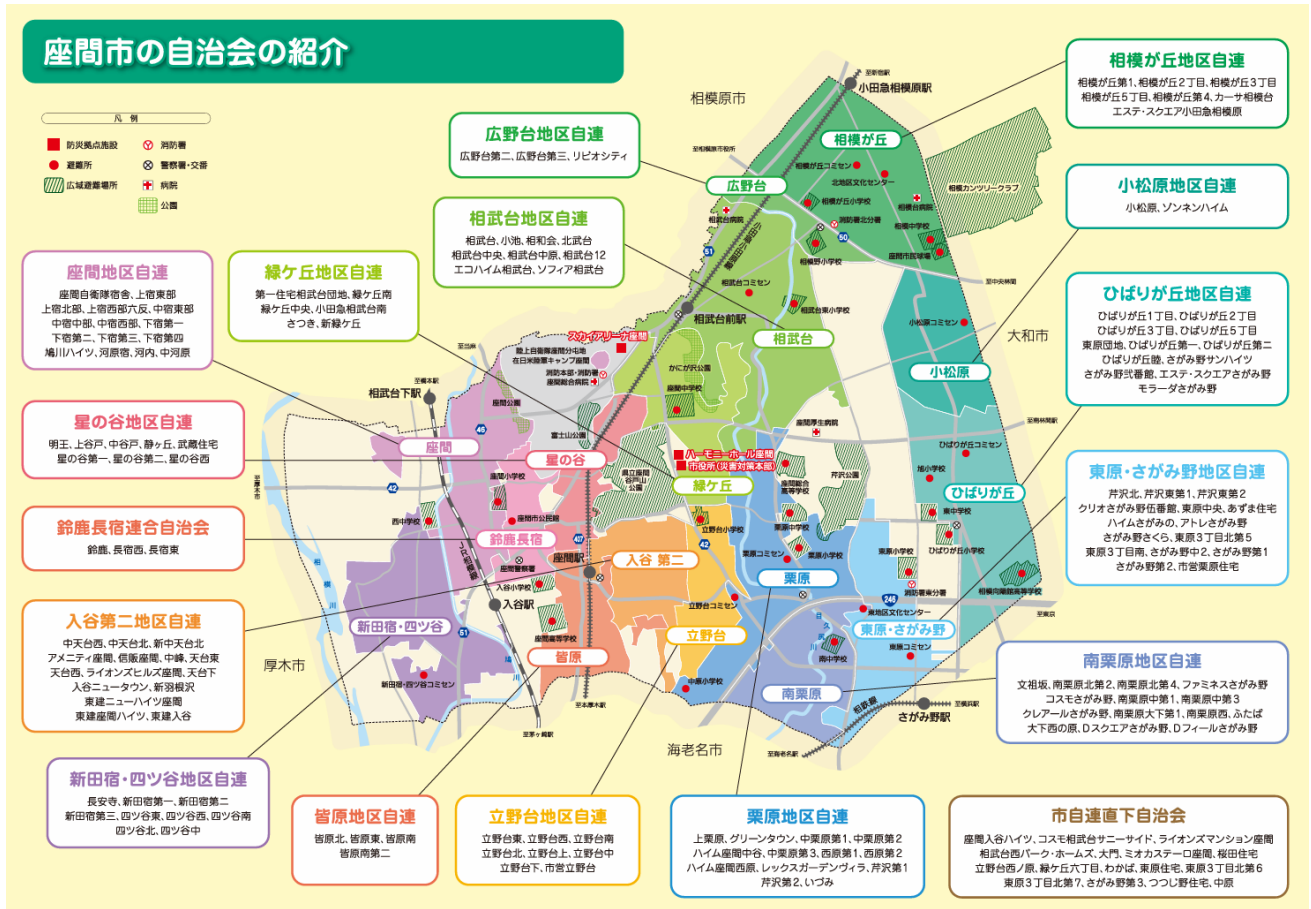
座間市には、様々な地域の枠組みがあります。

### ① 日常生活圏域



種別	圏域	地域
第1層 (市域)	—	市全体
第2層 (日常生活圏域)	第1圏域	相模が丘
	第2圏域	小松原、東原、ひばりが丘
	第3圏域	栗原中央、さがみ野、西栗原、南栗原
	第4圏域	栗原、相武台、広野台、明王、緑ヶ丘 2～6 丁目
	第5圏域	入谷東、立野台、緑ヶ丘 1 丁目
	第6圏域	入谷西、座間、新田宿、四ツ谷

## ② 自治会区分



出典：座間市 HP 自治会案内書「道しるべ」

## 2 地域福祉ニーズの分析

第五期座間市地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）を策定する基礎資料とすることを目的に、地域福祉の現状及びニーズ等について調査を実施しました。

### 【調査期間】

令和 6 年 9 月 30 日（月）～ 令和 6 年 10 月 31 日（木）

### 【調査票の回収結果】

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,476件	49.2%

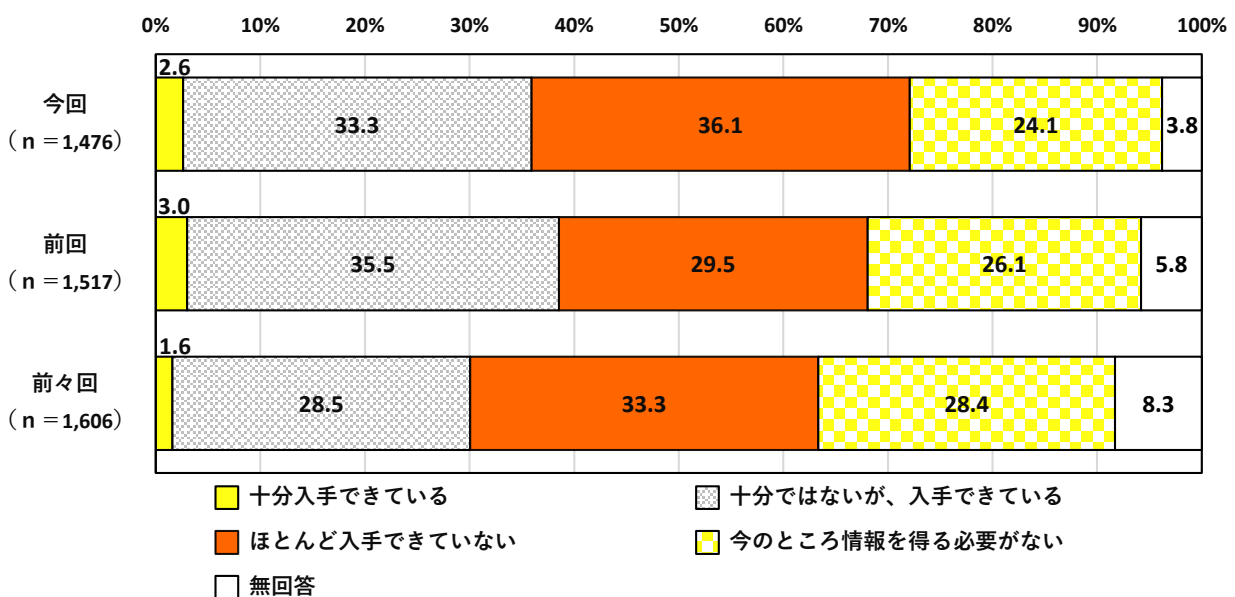
※グラフの「n」は「number」の略で、比率算出の母数を表します。

## 1. 情報格差と相談体制

### ●自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていると思うか

「十分入手できている」2.6%と「十分ではないが、入手できている」33.3%の合計は約 3 割にとどまる一方で、「今のところ情報を得る必要がない」は 24.1%と、前回（26.1%）・前々回（28.4%）からは低下しています。情報を必要としていない層はやや減少しているものの、情報を十分に入手できていない層や関心の低い層が依然として一定数存在していると考えられるため、暮らしの変化時を見据え、誰もが必要なときに福祉サービス情報にアクセスできるよう、分かりやすい周知と相談先の明確化を継続することが重要です。

【福祉サービス情報の入手状況（全体・経年比較）】

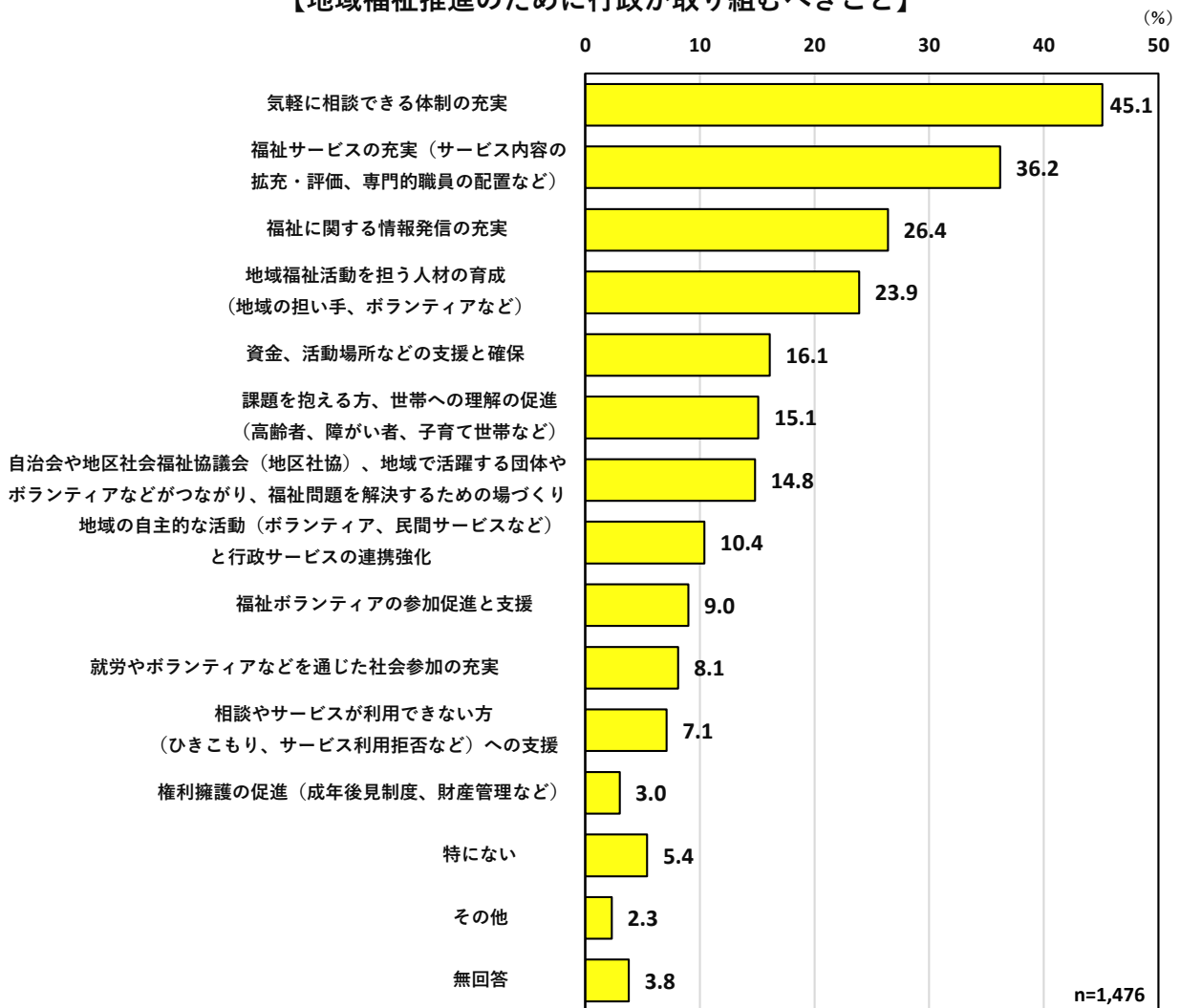


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和 7 年 3 月）

## ● 地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、重要と思うもの

行政が優先して取り組むべきこととして、「気軽に相談できる体制の充実」が 45.1%で最も高く、次いで「福祉サービスの充実」36.2%、「福祉に関する情報発信の充実」26.4%、「地域福祉活動を担う人材の育成」23.9%が上位を占め、相談の入口整備とサービス・情報・人材の三位一体の強化が市民ニーズの中心であることが分かる一方、「権利擁護の促進」3.0%や「相談やサービスが利用できない方への支援」7.1%など見逃されがちな領域も一定の要望が示されており、身近な相談環境の底上げと同時に、支援につながりにくい人へ届く施策を織り込む視点が求められます。

【地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと】



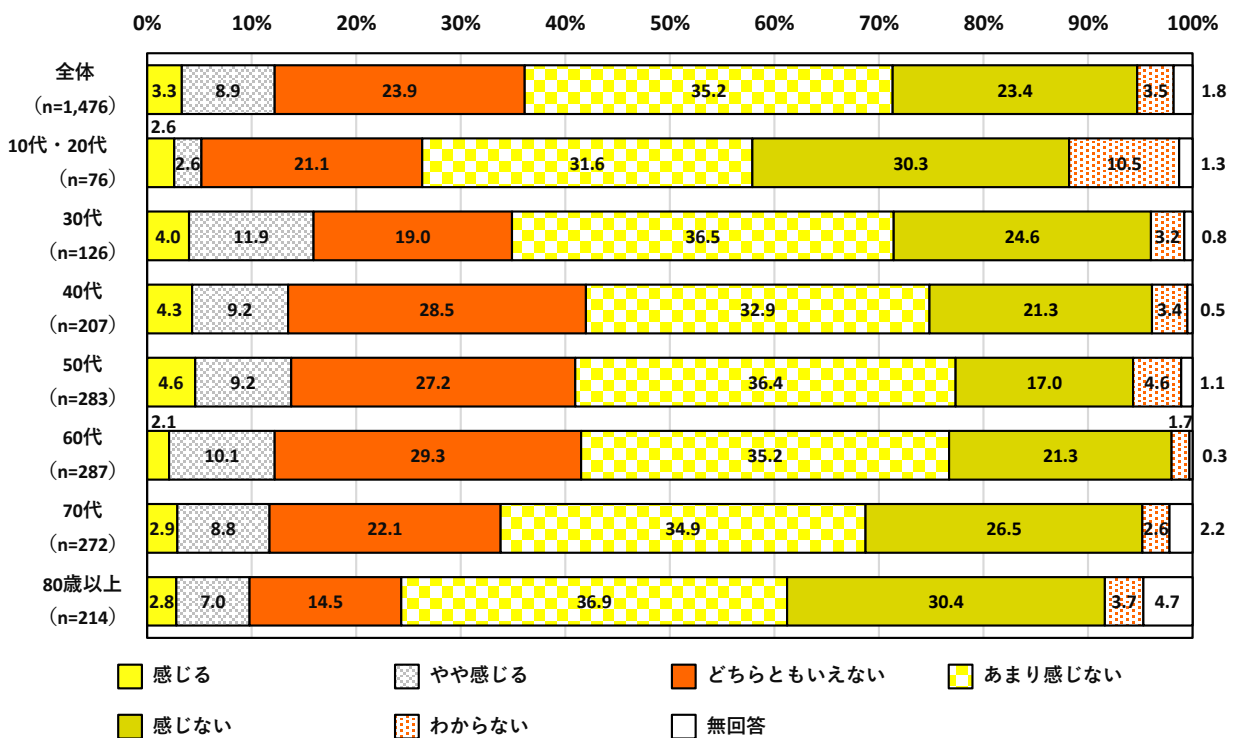
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

## 2. 地域の支え合いや見守り

### ● 今住んでいる地域で孤立感を感じることもあるか

全体では「あまり感じない」35.2%が最多である一方、「どちらともいえない」23.9%と「やや感じる・感じる」計 12.2%が合わせて 3 人に 1 人規模に達し、地域のつながりが十分に実感できていない層が相応に存在します。これらの傾向から、若年層には学校・地域活動・オンラインの交流機会をつなぐ仕掛けを、高齢者には、状況に応じて戸別訪問や見守りを通して行政とつながる機会を設け、それぞれのニーズに応じて支援へ橋渡しできる経路を整えることが必要となります。

【地域での孤独感（年代別）】



資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

## ●住民同士が見守り、助け合い、支え合う活動の中で、必要だと思うものは何か

住民同士の支え合いが必要とされる活動は全体で、「高齢者の生活を支援する活動」37.7%と「災害時に支え合う活動」35.9%が二本柱で、「自治会の活動」26.0%や「子育てを支援する活動」20.5%も一定の支持があり、年代別には30代で「子育てを支援する活動」50.8%が突出、60代は「高齢者の生活を支援する活動」45.6%と「災害時に支え合う活動」40.8%が高く、80歳以上は「自治会の活動」39.7%が最多となるなど、世代ごとに関心のある分野と地域との関わり方が異なるため、各世代が参加しやすい入口と役割の整備が重要です。

	母数 (n)	自治会の活動	地区社会福祉協議会（地区社協）の活動	高齢者の生活を支援する活動	障がいのある方の生活を支援する活動	高齢者や障がいのある方が参加しやすい活動	子育てを支援する活動	特技や趣味を活かした活動	災害時に支え合う活動	相談やサビースを利用できない方への支援	居場所をつくる地域の活動	子育て世帯への理解のある方や	高齢者への虐待対策のある方や	特にない	その他	無回答	
全体	1476	26.0	12.0	37.7	13.2	16.2	20.5	12.8	35.9	6.4	18.0	13.7	2.6	6.2	3.3	3.0	
年代	10代・20代	76	19.7	9.2	▼19.7	10.5	21.1	△40.8	10.5	△47.4	9.2	17.1	17.1	7.9	7.9	1.3	—
	30代	126	19.8	5.6	▼21.4	13.5	11.1	△50.8	11.1	35.7	8.7	19.0	19.8	4.0	5.6	2.4	1.6
	40代	207	22.2	5.8	31.9	15.9	12.6	△37.2	15.5	40.6	12.1	14.5	16.4	3.4	6.8	1.9	1.4
	50代	283	21.6	11.0	42.4	20.5	18.0	20.5	15.2	36.7	6.4	14.1	14.8	3.5	3.9	4.6	0.7
	60代	287	23.7	14.3	45.6	12.5	20.2	15.7	12.2	40.8	4.9	19.2	11.1	2.1	4.5	3.8	1.0
	70代	272	29.8	17.6	40.8	10.7	17.6	▼8.5	11.0	33.5	2.9	22.1	13.2	1.8	7.0	2.6	4.0
	80歳以上	214	△39.7	13.6	36.9	5.6	11.7	▼2.3	12.1	▼23.4	5.1	19.2	8.4	-	10.3	3.3	10.7
居住地	相模が丘	255	22.0	11.8	41.6	18.0	18.8	19.2	11.4	32.2	7.8	16.5	16.9	3.1	6.3	1.2	3.5
	ひびりが丘	309	27.2	10.7	36.9	12.9	15.2	21.0	11.3	38.2	6.8	19.1	12.9	3.6	4.9	2.6	2.9
	栗原	238	30.7	11.3	33.6	10.1	14.7	27.3	14.7	31.5	4.6	23.5	13.0	2.1	6.3	5.0	1.7
	相武台	271	23.6	14.4	41.3	15.1	18.5	20.3	12.2	40.2	4.4	12.5	13.7	1.8	5.5	4.4	3.0
	立野台	173	26.0	13.3	37.0	11.0	15.0	20.2	13.3	33.5	5.8	17.3	12.7	2.9	6.9	4.0	3.5
	新田宿	224	27.2	10.7	34.8	10.7	14.3	15.2	14.7	38.4	8.9	19.2	12.1	2.2	8.5	1.8	3.6

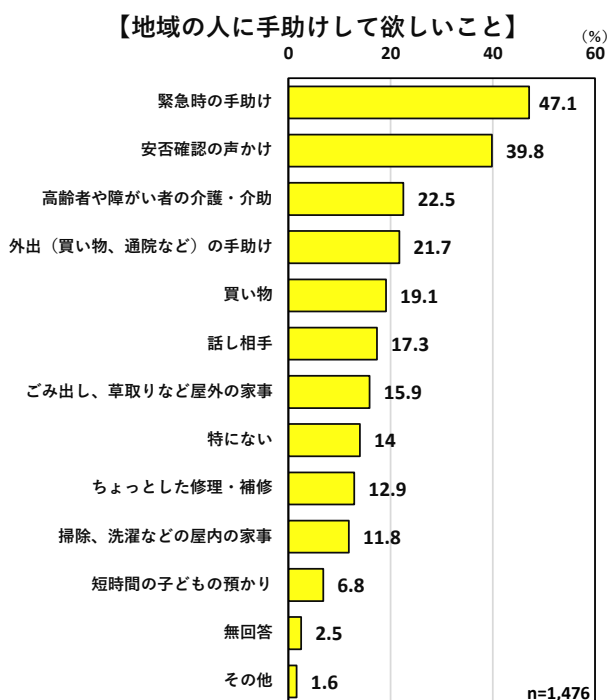
居住地（地域包括支援センター）

資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

※表内において、上位1位、上位2位には色付けをしています。また、全体と比べて10ポイント以上高い場合には△、10ポイント以上低い場合には▼の記号を付けています。

## ●住民同士が見守り、助け合い、支え合う活動の中で、必要だと思うものは何か

地域の人に望む手助けとして「緊急時の手助け」47.1%と「安否確認の声かけ」39.8%が突出し、続いて「高齢者や障がい者の介護・介助」22.5%や「外出（買い物・通院など）の手助け」21.7%、「買い物」19.1%、「話し相手」17.3%と、命と暮らしを守る安心の確保と日常の軽度な支え合いが二本柱となっています。



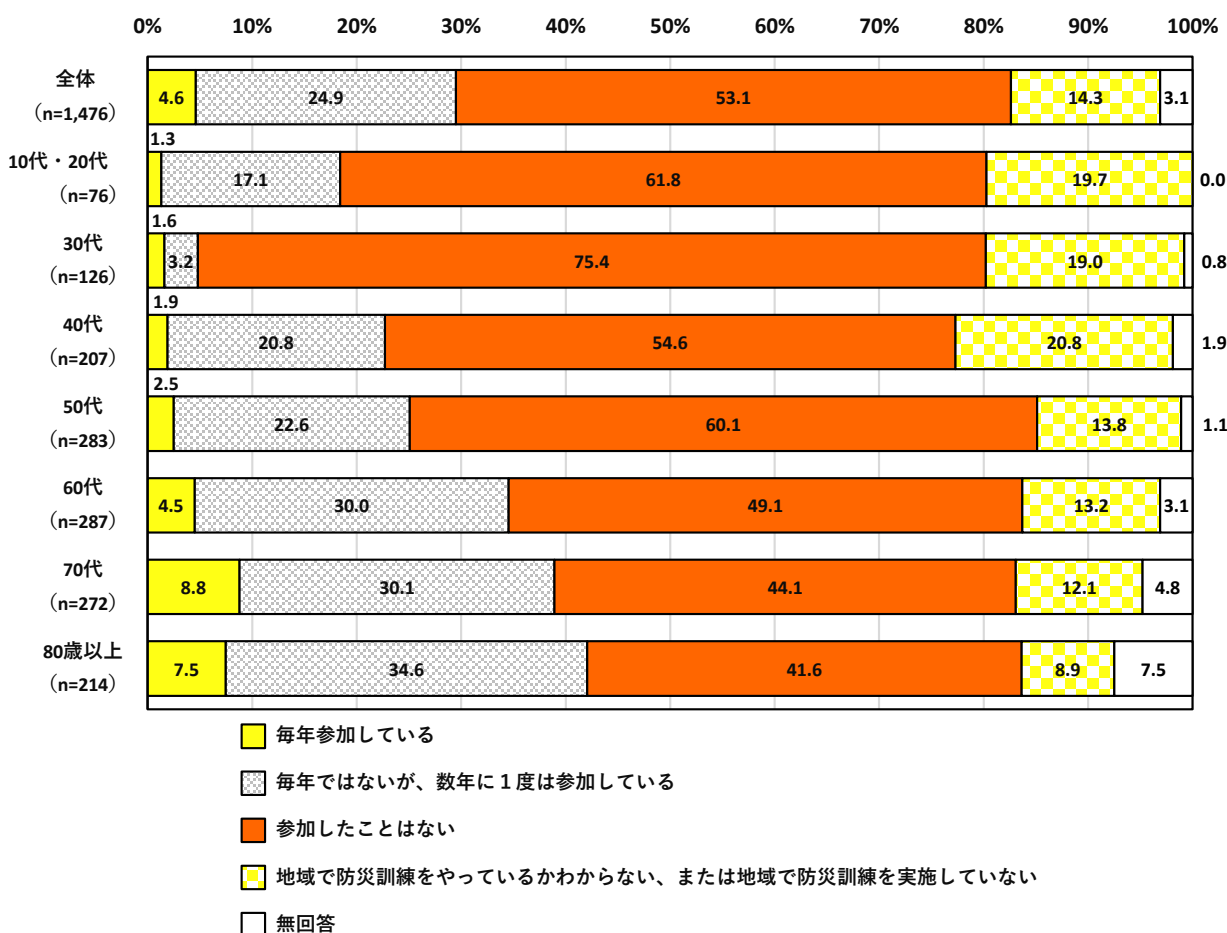
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

### 3. 地域防災と福祉の連携

#### ● あなたはお住まいの地域の防災訓練に参加したことはあるか。

防災訓練の参加状況は全体で「参加したことはない」53.1%が最多で、「毎年ではないが、数年に1度は参加している」24.9%と「地域で防災訓練をやっているかわからない、または地域で防災訓練を実施していない」14.3%が続き、年代別では40～60代で不参加が49.1～60.1%と高く、70代は「毎年参加している」8.8%と比較的関与が見られる一方、10～40代では「地域で防災訓練をやっているかわからない、または地域で防災訓練を実施していない」が約19～20%と目立っています。

【防災訓練の参加状況（年代別）】

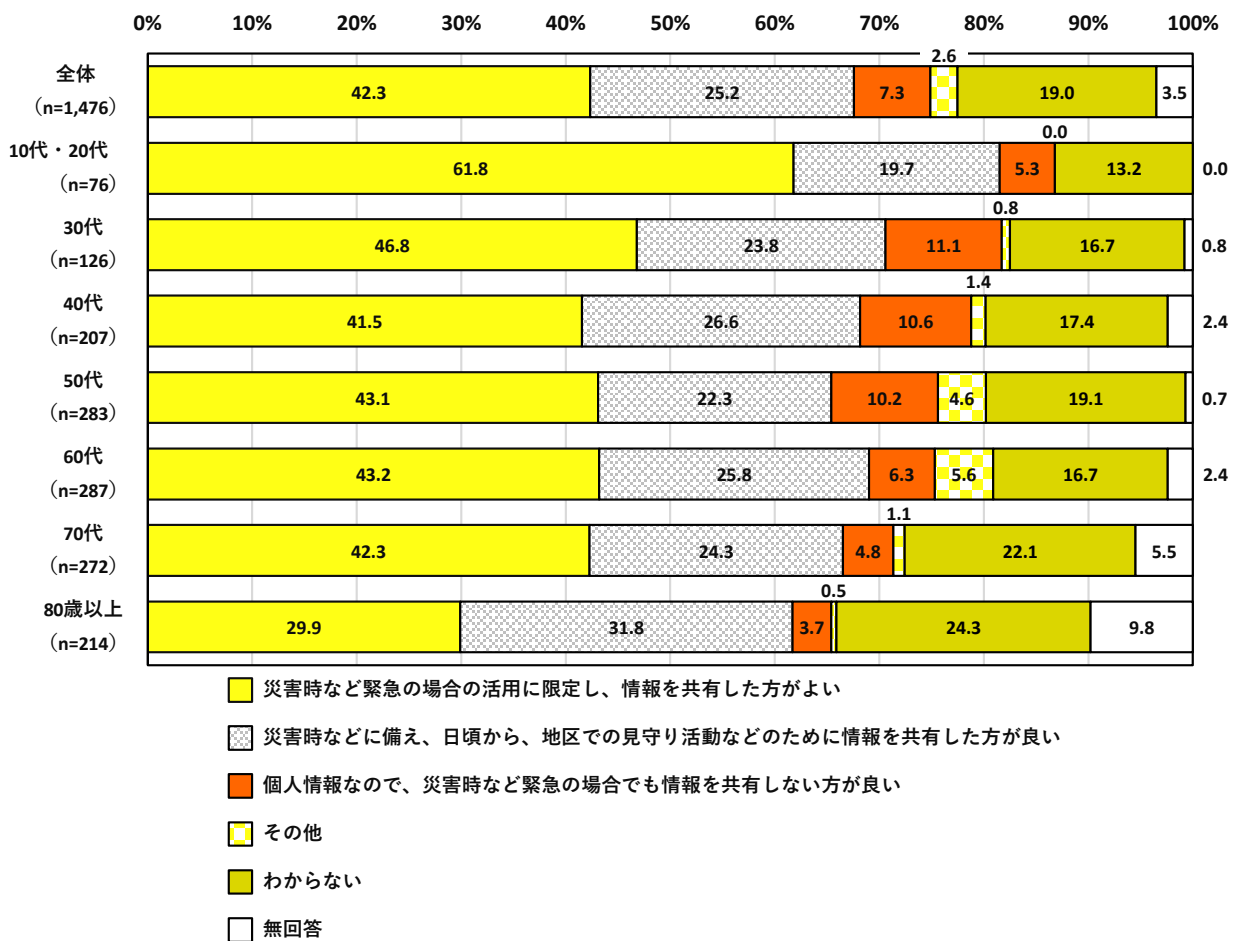


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

## ●災害時に備えるなどの理由で、地区にお住まいの方の情報を必要に応じて自治会などで共有することについてどう感じるか。

自治会での住民情報の共有については、全体で「災害時など緊急の場合の活用に限定し、情報を共有した方がよい」が 42.3%と最多で、「災害時などに備え、日頃から、地区での見守り活動などのために情報を共有した方がよい」が 25.2%、「個人情報なので、災害時など緊急の場合でも情報を共有しない方がよい」が 7.3%となり、年代別では 10・20 代の「災害時など緊急の場合の活用に限定し、情報を共有した方がよい」が 61.8%と突出、80 歳以上は「災害時など緊急の場合の活用に限定し、情報を共有した方がよい」29.9%に対し「災害時などに備え、日頃から、地区での見守り活動などのために情報を共有した方がよい」31.8%が相対的に高いなど、世代ごとにプライバシー意識と防災・見守りのバランス感覚が異なっています。

【自治会での住民の情報共有について（年代別）】



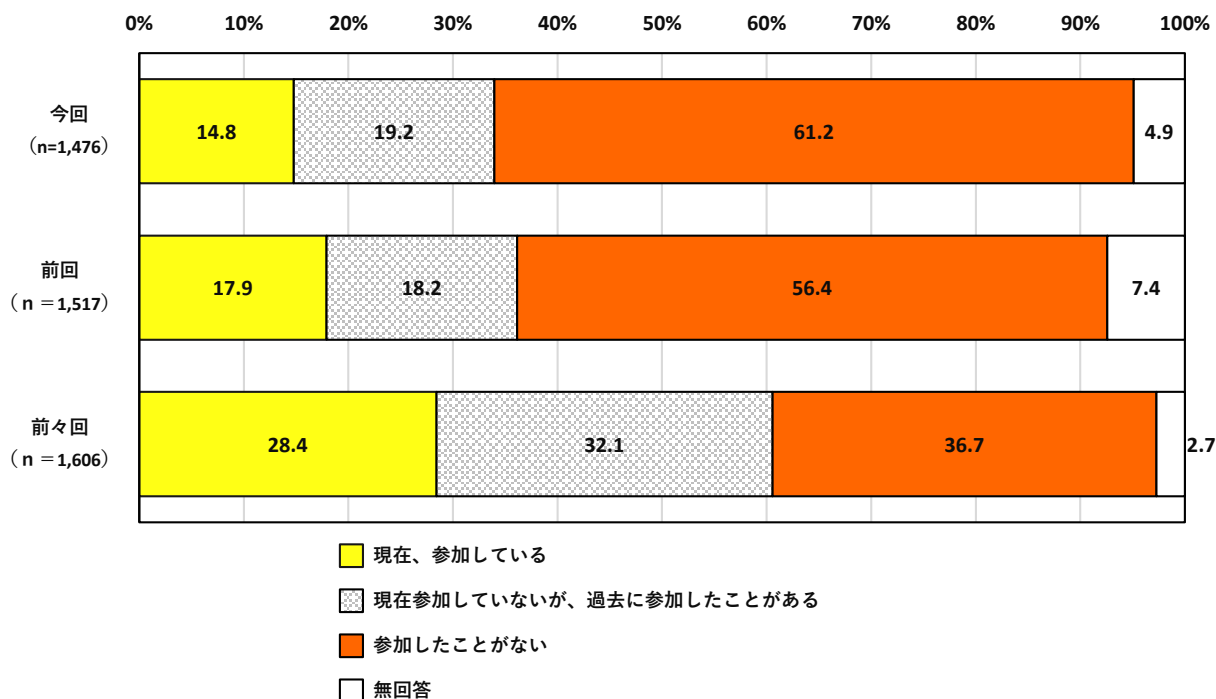
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

## 4. 地域福祉活動への参加の状況

### ● 現在、自治会や地区社会福祉協議会（地区社協）、ボランティアなどの地域福祉活動に参加しているか

地域福祉活動への参加状況について、今回では「現在、参加している」14.8%、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」19.2%、「参加したことがない」61.2%となりました。前々回から前回にかけては「現在、参加している」割合が 28.4%から 17.9%へ低下し、今回は 14.8%と減少傾向がみられます。一方で、「参加したことがない」層は増加しており、直近では 6 割をやや上回る水準となっています。

【地域福祉活動への参加状況（全体・経年比較）】

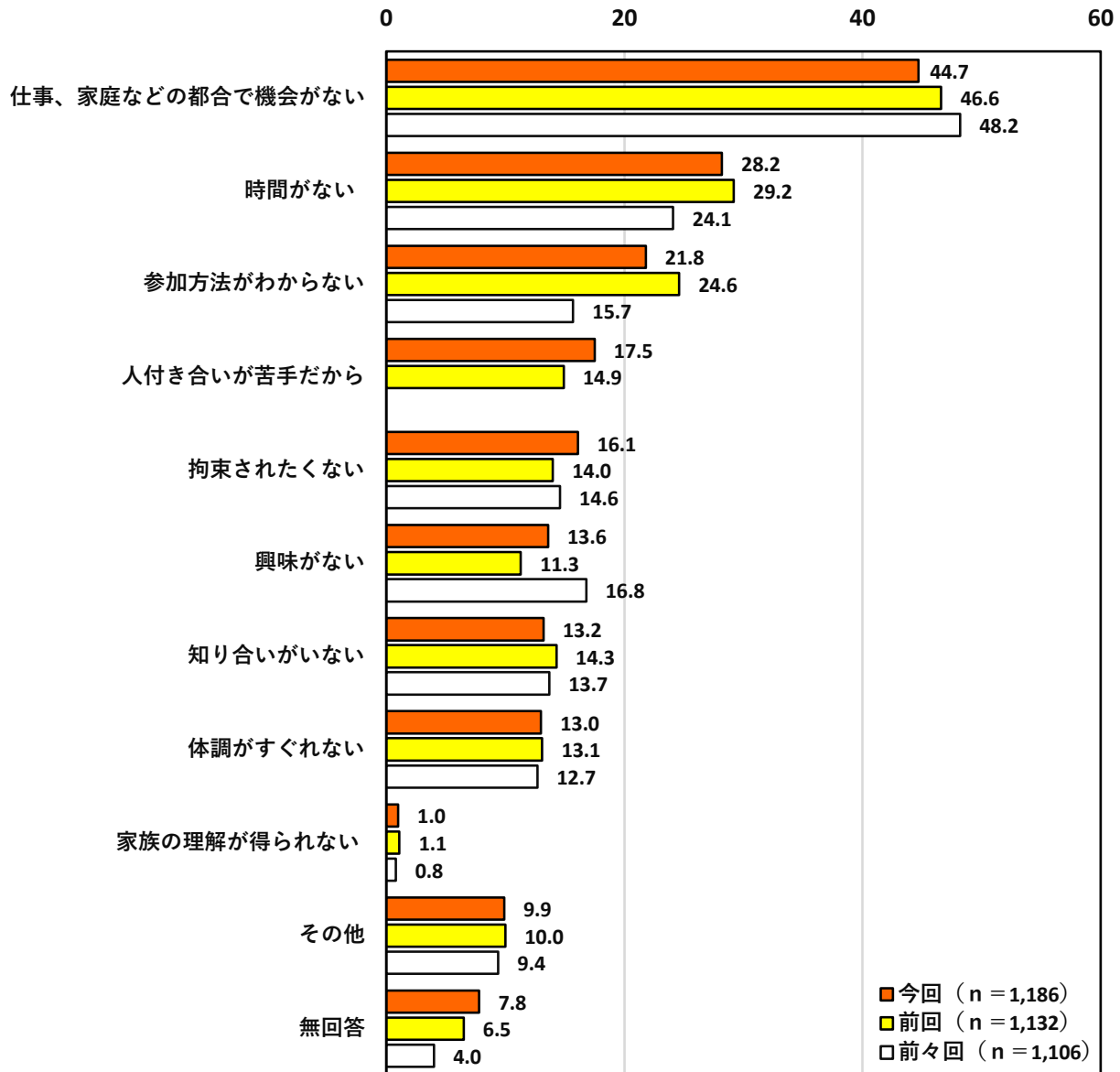


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

## ●現在活動に参加していない理由

現在活動に参加していない理由は「仕事、家庭などの都合で機会がない」44.7%、「時間がない」28.2%、「参加方法がわからない」21.8%が上位を占め、「人付き合いが苦手だから」17.5%、「拘束されたくない」16.1%も一定数を占め、経年でみると未経験層の増減にかかわらず上位理由の構図はあまり変化がみられません。

【現在活動に参加していない理由（全体・経年比較）】



資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）



## 第3章

---

### 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念と将来ビジョン

## (1) 基本理念

**誰もが認め合い、支え合い、  
自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して**

地域福祉の充実には、市民一人ひとりが地域の中で互いを認め合い、支え合う関係を築くことが欠かせません。そのためには、身近な地域でお互いに関心を持ち、日々の変化に気付き、必要に応じて地域の支援活動や行政の福祉サービスへとつなげていく仕組みが求められます。

第五次総合計画の政策5に掲げる「共に認め合い、支え合うまちづくり」の実現に向けて、本計画では、「誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念とし、すべての市民が自分らしく安心して生活できる地域社会の実現に向けて各施策を推進します。

## (2) 将来ビジョン

本計画が目指す将来像は、世代や分野を超えて人と人、人と地域資源が有機的に結びつき、誰もが役割や居場所を持ちながら、地域社会の一員として参画できる社会の実現です。互いに支え合い、安心して暮らすことのできる関係性を築くことにより、市民一人ひとりが生きがいを持ち、地域全体で課題を解決しながら持続的に発展していく「地域共生社会」を創出していきます。本計画の推進を通じて、座間市は誰もが安心して暮らせる地域福祉の将来ビジョンを具体化していきます。

### ～地域共生社会～



#### 1. 包括的な支援体制

誰もが認め合い  
支え合える

自分らしく安心して  
暮らし続けられる



#### 2. 安心して暮らせる環境



#### 3. 支え合いの地域

## 2 基本目標

地域福祉の将来ビジョンを実現するため、計画の根幹となる基本目標を設定します。これらの目標を指針として施策を展開することで、計画推進の確実性を高めていきます。本計画においては、第 2 章で抽出した課題を踏まえ、3 つの基本目標を定めて対応を図ります。

### 基本目標 1

### 包括的な支援体制の推進

従来の福祉の枠組みに収まらない複合・複雑化した課題に対応できるよう、総合的な相談に応じることができる体制の整備を行います。また、アウトリーチや多制度連携による市全体で適切な支援できる体制の構築、個別性の高いニーズを抱えた人に対応するための地域の社会資源を活用した社会とのつながりを作る支援、世代や属性を超えて交流が生まれるような地域づくりを推進します。

地域内の様々な機関・専門職とつながり、適切な支援や各機関・専門職の強みを生かした支援ができるようネットワークを構築します。

### 基本目標 2

### 安心して暮らせる環境整備

一人暮らしの高齢者が増加し、地域コミュニティのつながりが希薄になる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備を進めます。見守り体制や日常生活の支援体制を強化するとともに、地域の多様な人々が互いに支え合う関係づくりを促進し、孤立の防止や緊急時にも安心できる仕組みを整えます。また、行政、地域住民、福祉・医療関係機関などが連携し、情報共有や相談支援が円滑に行えるような体制づくりを推進します。こうした取組を通じて、すべての人が心身ともに安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

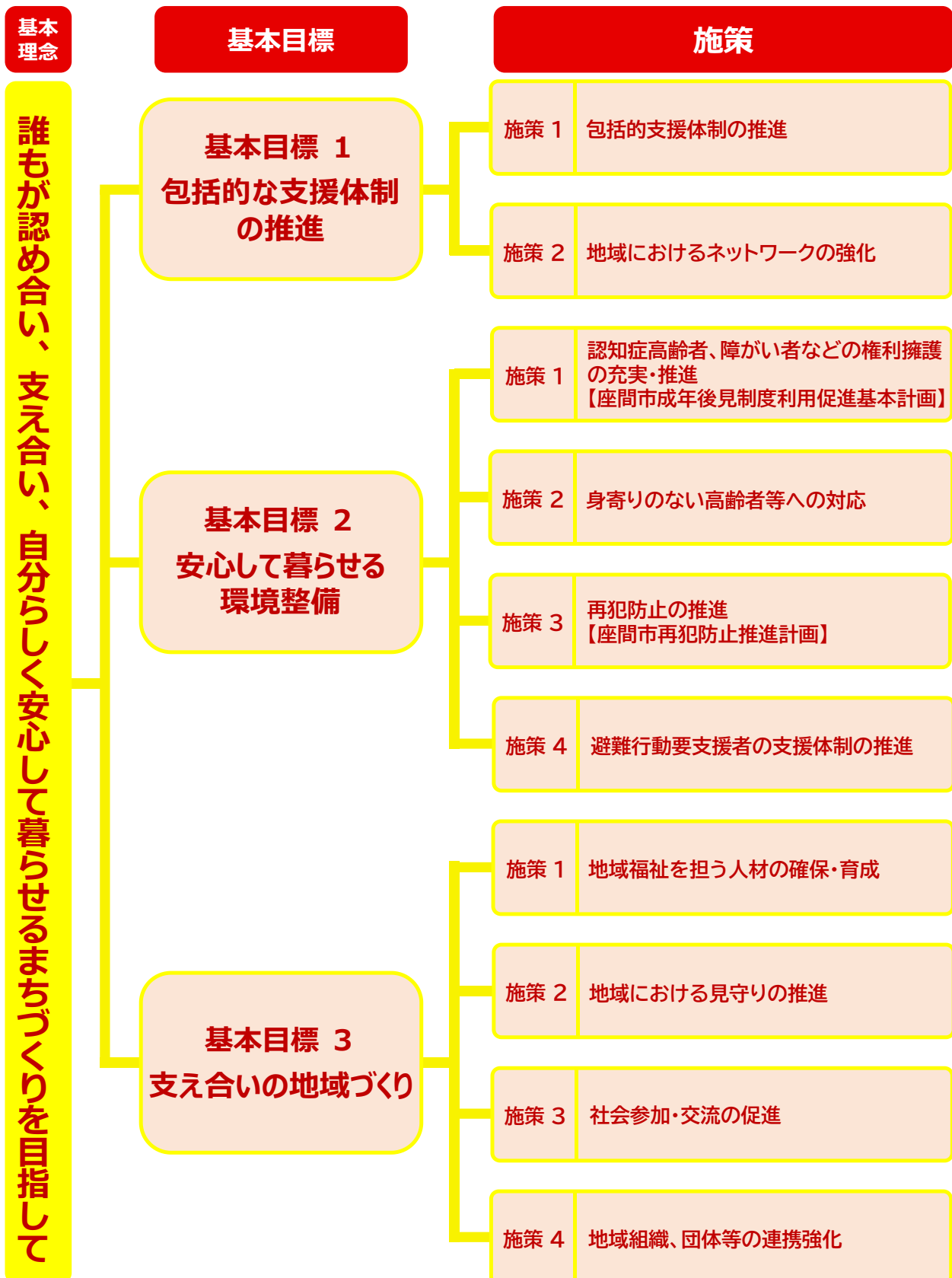
### 基本目標 3

### 支え合いの地域づくり

地域福祉を担う人材の確保・育成を進めるとともに、地域で誰もが参加しやすい活動環境を整備し、地域住民が主体となって互いに支え合う地域づくりを推進します。住民同士が顔の見える関係を築き、日常的な見守りや声かけが自然に行われるような地域コミュニティの形成を図ります。また、自治会・民生委員・福祉団体・社会福祉協議会など多様な関係主体との連携を強化し、地域の中にある人材や資源を活かした体制を構築します。こうした取組を通じて、世代や分野を超えて信頼やきずなが育まれる、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### 3 施策の体系

3つの基本目標をもとにそれぞれの施策を展開します。



## 第4章

---

### 施策の展開

# 基本目標1 包括的な支援体制の推進

## 施策1 包括的な支援体制の推進

### 現状と課題

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、従来の福祉の枠組みに収まらない複合課題を受け止める「断らない相談」体制の構築が急務です。アンケートでは「気軽に相談できる体制の充実」が45.1%で最も高い一方、福祉サービス情報を「ほとんど入手できていない」層が36.1%存在し、情報格差層への積極的なアウトリーチが必要です。また生活保護率が1.93%に上昇し、生活困窮者の相談需要が多様化（新規相談件数の大幅減少と相談の質的变化）しており、対象者の属性を問わず、窓口となる地域組織・団体の連携と、個別支援を担う関係部署との連携による包括的な相談支援体制の整備が重要です。

### 施策の方向性

- 従来の福祉の枠組みに収まらない複合・複雑化した課題に対応できるよう、総合的な相談に応じることができる体制を目指します。
- 支援が届いていない人に支援が届くような支援体制の構築を目指します。
- 多機関・多制度と連携し、市全体で包括的な相談支援体制の構築を目指します。
- 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりを作るための支援体制を構築します。
- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備することを目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業 民生委員等活動支援事業 自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 対象を限定しない相談窓口を充実します。</li><li>• どこに相談しても必要な機関につながる体制を引き続き実施します。</li><li>• 困りごとがある個人や世帯が、自ら声を上げやすいよう、相談体制を充実します。</li><li>• 困りごとがある個人や世帯に対し、関係部署が連携し、必要に応じて包括的な支援体制を実施します。</li></ul>

**施策の指標・目標**

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
支援計画作成件数	136件	200件

## 施策2 地域におけるネットワークの強化

### 現状と課題

複合・複雑化する課題の早期発見と支援を実現するには、社会福祉法人、企業、NPO、学校、医療機関など地域の多様な主体（ボランティアセンター登録 54 団体を含む）が、それぞれの役割や専門性を活かしながら連携・協働することが重要です。

住民同士の支え合いで必要とされる活動としては、「高齢者の生活を支援する活動」37.7%、「災害時に支え合う活動」35.9%となっており、「自治会の活動」26.0%や「子育てを支援する活動」20.5%なども一定の支持があります。一方で、年代別にみると、30代では「子育てを支援する活動」が50.8%と突出し、60代では「高齢者の生活を支援する活動」45.6%と「災害時に支え合う活動」40.8%が高く、80歳以上では「自治会の活動」39.7%が最も高いなど、世代ごとに関心分野や地域との関わり方が異なっています。このことから、地域の多様な機関が各々の強みを活かして連携しつつ、世代ごとに参加しやすい入口と役割を整備し、市全体で支援できるネットワークを構築していくことが課題となっています。

### 施策の方向性

地域内の様々な機関・専門職とつながり、適切な支援や各機関・専門職の強みを生かした支援ができるようネットワークの構築を目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業 民生委員等活動支援事業 保護司会活動事業 地域福祉補助事業 自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日頃の活動を通して地域の多様な主体が地域住民等の変化に気づくという意識を広めることの必要性を啓発します。</li><li>・ 地域の多様な主体が、それぞれの強みを生かし、連携できるきっかけづくりや、地域における連携に関するニーズの把握に努めます。</li><li>・ ボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等生活課題の解決に向けた取組を通じて、人々がつながりや困りごとの相談に結びつくよう支援します。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
支援会議開催の体制構築※	—	—

※支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意がなくとも、一定の要件を満たす場合には、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、関係機関等がそれぞれ把握している個々の事案及び支援中の複合的な課題を抱えている事案の情報や、対象者への支援に資する知見等の共有、地域における必要な支援体制の検討を行う会議体です。

## 基本目標2 安心して暮らせる環境整備

### 施策1 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の充実・推進 【座間市成年後見制度利用促進基本計画】

#### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方（以下「本人」という。）の日常生活を法律的に支援する制度です。財産の管理や介護・福祉サービスの利用契約、入院・施設入所に関する契約の締結や履行確認などをひとりで行うことが難しい場合に、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等」という。）が本人の意思をできる限り尊重しながら、財産管理や身上保護を行い、本人の生活と権利を守ります。

急速な高齢化の進行に伴い、判断能力が不十分となる方の増加や、障がいのある人を支える家族の高齢化、「親亡き後」への不安などが顕在化し、成年後見制度の利用ニーズは今後ますます高まることが見込まれます。一方で、成年後見人等への支援体制や意思決定支援、身上保護等の福祉的視点が十分でないなど、必要な方が制度を十分に活用できていない現状も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、国は平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を施行し、平成 29 年に「成年後見制度利用促進基本計画」を、さらに令和 4 年には第二期計画を策定しました。同法において、市町村は国の計画を勘案し、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

座間市では、地域共生社会の実現に向け、本人の意思を尊重しながら、尊厳のあるその人らしい生活を継続し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、「座間市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

この計画は、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画として策定します。

#### 3 計画の期間

この計画は、「座間市地域福祉計画」と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 現状と課題

高齢化率は今後 30%台で推移する見通しであり、65 歳以上人口は高水準で推移すると見込まれています。要介護・要支援認定者は令和 2 年 5,403 人から令和 6 年 6,340 人へと約 1,000 人増加しており、特に要介護 3 は 716 人から 914 人、要介護 4 は 601 人から 708 人へ増加するなど、中重度の認定者が増えています。また、障害者手帳所持者数も令和元年 6,251 人から令和 6 年 6,901 人へ増加し、知的障がいのある方は 1,111 人から 1,375 人へ、精神障がいのある方は 1,402 人から 1,880 人へ増加しています。

こうした多様な対象者に対し、認知症高齢者や障がい者への適切なサービスの確保と権利擁護の充実を図ることが重要である一方、「権利擁護の促進（成年後見制度、財産管理など）」を重要と考える市民は 3.0%にとどまり、市民の認識は十分とはいえない状況です。今後は、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、適切なサービスにつながる支援体制の整備とあわせて、地域における見守り合い・気づき合い・支え合いの環境づくりを進めていくことが求められます。

## 施策の方向性

社会福祉協議会、地域包括支援センター等の各機関と連携し適切なサービスにつながる支援体制を構築します。また見守り合い、気づき合い、支え合いの地域を目指します。

## 主な取組事業

取組名	取組内容
成年後見制度利用促進事業	社会福祉協議会や地域包括支援センター等の各機関と連携し支援体制を構築します。

## 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
成年後見制度利用支援事業実施件数	42 件	45 件

## 施策2 身寄りのない高齢者等への対応

### 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や身寄りのない高齢者が増加している一方で、自治会加入率は令和2年45.2%から令和7年には35.8%へ低下し、世帯当たり人数も令和2年2.20人から令和7年2.08人へ縮小するなど、地域や家族を中心とした支え合いの基盤は弱まってきています。さらに、外国人住民も3,292人から4,230人へ増加しており、多様な背景をもつ人への支援形態の充実が求められています。

こうした中で、身寄りのない高齢者が頼れる相談窓口が十分に認識されておらず、従来は家族や親族が担ってきた日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後事務の支援などが不足していることが課題となっています。市民の孤独感については、「どちらともいえない」が23.9%と一定の割合を占めており、孤立が顕在化していない層を見逃さない体制づくりが必要です。市、社会福祉協議会、民間サービスなどの連携を強化し、「断らない相談窓口」や地域包括支援センターなど既存の支援体制の枠組みを最大限活用しながら、身寄りのない高齢者等の相談支援と生活支援のネットワークを構築していくことが必要です。

### 施策の方向性

既存の支援体制の枠組みの連携を強化し、身寄りのない高齢者の生活上の課題に関する相談を受け止め、支援につなげる体制を目指します。

また、市、社会福祉協議会、民間サービスとの連携体制を構築し、各機関の強みを生かした支援ができる体制を目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
行旅病人等援護事業 生活困窮者自立支援事業 成年後見制度利用促進事業 民生委員等活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の支援体制の枠組み（断らない相談窓口や地域包括支援センター等）の連携を強化し、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化します。</li><li>・ 市、社会福祉協議会、民間サービスの連携体制を構築します。</li><li>・ 既存のプラットフォームを活用します。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
引取り手のない遺体の引継ぎ件数	15件	10件

---

## 施策3 再犯防止の推進

### 【座間市再犯防止推進計画】

---

#### 1 計画策定の趣旨

---

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、刑法犯で検挙された再犯者の割合は依然として高く、全体の約半数を占めています。犯罪をした人の中には、安定した職や住まいを確保できない人、薬物やアルコールなどへの依存を抱える人、また高齢や孤立により支援基盤が乏しい人など、地域で自立した生活を送る上で課題を抱える人が少なくありません。こうした人々が再び犯罪に至ることを防ぐためには、出所・出院後の生活基盤を整え、課題に応じた継続的な支援を社会全体で行うことが重要です。

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、地方公共団体が国の計画を踏まえ、地域における再犯防止の取組を推進するよう努めることが定められています。

座間市においても、この法律の趣旨を踏まえ、国や関係機関、民間団体などと協力し、再犯の防止に向けた取組を推進します。これにより、犯罪をした人が地域社会の一員として再び生活基盤を築けるよう支援するとともに、市民が犯罪被害を受けない、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、「座間市再犯防止推進計画」を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

---

この計画は、再犯の防止等に関する基本的な方向性や施策を明らかにするもので、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

#### 3 計画の期間

---

この計画は、「座間市地域福祉計画」と同じ令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

## 現状と課題

全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合は依然高いです。安定した住居・就労がない理由から社会復帰できず、再び犯罪に至る人が増加していることが推測されます。市民の「相談やサービスが利用できない方への支援」を重要だと考える市民は 7.1%にとどまり、保護司会との連携強化と、断らない相談支援を通じた、出所・出院後の生活基盤整備と継続的な支援体制の構築が重要です。

## 施策の方向性

犯罪をした人等が社会復帰できるように社会復帰支援や再犯防止の取組が充実した地域を目指します。

## 主な取組事業

取組名	取組内容
保護司会活動事業 生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保護司確保に向けた支援及び保護司会との連携を実施します。</li><li>・ 「断らない相談支援」を通じて生活困窮に陥った方に対する包括的な支援を実施します。</li><li>・ 非行の防止、立ち直り支援のための関連機関と連携します。</li><li>・ 再犯防止に関する取組の周知と意識の啓発を実施します。</li><li>・ 座間市“社会を明るくする運動”推進委員会における活動の活性化に努めます。</li></ul>

## 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
保護司の人数	19 人	27 人

## 施策4 避難行動要支援者の支援体制の推進

### 現状と課題

今後、65歳以上人口が高水準で推移し、要介護・要支援認定者が増加していく中で、災害時における要配慮者への福祉的支援ニーズの増大が懸念されます。現状では、防災訓練について「参加したことはない」が53.1%、「地域で防災訓練をやっているかわからない、または実施していない」が14.3%となっており、参加や実施状況の認知が十分とはいえない状況です。特に若年層では不参加や「分からない」の割合が高く、防災訓練への参加や認知が他の世代に比べて低い傾向があります。

市民ニーズとしては、「緊急時の手助け」47.1%と「安否確認の声かけ」39.8%が高く、「災害時に支え合う活動」も35.9%と、災害時における相互扶助への期待が大きい一方で、自治会での住民情報の共有について「個人情報なので、災害時など緊急の場合でも情報を共有しない方がよい」とする割合も7.3%あり、プライバシー保護と災害対応のバランスに課題があります。平時から福祉分野における体制整備や研修、支援の枠組みを構築し、防災関係部署との連携を強化することで、平時の見守り活動と災害時の支援が一体となった支援体制を整備していくことが重要です。

### 施策の方向性

平時から災害を想定した福祉の準備が必要なため、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築できるように目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
避難行動要支援者の支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災関係部署とも連携した包括的な支援体制を構築します。</li><li>・ 災害時避難行動要支援者名簿の整備、普及に努めます。</li><li>・ 災害時避難行動支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動の普及に努めます。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害時避難行動要支援者個別計画書の策定率	100%	100%

## 基本目標3 支え合いの地域づくり

### 施策1 地域福祉を担う人材の確保・育成

#### 現状と課題

民生委員児童委員や自治会などの地域福祉活動の担い手の確保は、全市的な課題となっています。自治会加入率は令和2年45.2%から令和7年35.8%へ低下し、老人クラブ会員も1,881人から1,483人へ減少するなど、地域福祉活動の基盤そのものが縮小しています。また、地域福祉活動への参加については「参加したことがない」層が61.2%と依然として高く、参加しない理由として「仕事、家庭などの都合で機会がない」44.7%と「時間がない」28.2%が主な要因となっています。

さらに、0～14歳の子ども人口は平成22年の17,001人から令和27年には10,063人へと大きく減少する見込みであり、将来の地域福祉の担い手の確保が一層難しくなることが懸念されます。継続して地域福祉に関わる人材を確保・育成するとともに、短時間・単発・役割選択制など、多忙な世代でも参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 施策の方向性

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を目指します。

#### 主な取組事業

取組名	取組内容
民生委員等活動支援事業	地域福祉に関わる人材の確保、育成に努めます。

#### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
民生委員の充足率	95%	100%

## 施策2 地域における見守りの推進

### 現状と課題

地域には、社会的孤立や生活困窮など、既存の制度だけでは解決が難しい潜在的な生活課題が多く存在しています。市民の孤独感については、「あまり感じない」が 35.2%で最も多い一方、「やや感じる・感じる」の合計 12.2%、「どちらともいえない」が 23.9%となっており、地域とのつながりを十分に実感できていない層が一定数存在している状況です。生活保護率も令和 2 年 1.73%から令和 7 年では 1.93%へ上昇しており、生活困窮者に関する相談の背景や内容も多様化していることがうかがえます。

市民ニーズとしては、「緊急時の手助け」47.1%と「安否確認の声かけ」39.8%が高い一方で、「相談やサービスが利用できない方への支援」を重要と考える市民は 7.1%にとどまり、支援につながりにくい方への見守りや支援の重要性については、まだ十分に認識されているとはいえません。また、外国人住民も令和 3 年 3,292 人から令和 7 年で 4,230 人へ増加しており、言語や文化の違いに配慮した見守りや相談体制の整備も課題となっています。地域主体の穏やかな見守り・気づき・支え合いの重要性を改めて啓発し、潜在的な生活課題を早期に発見して対応できる体制を整えていくことが重要です。

### 施策の方向性

地域の見守りを通して、潜在している生活課題を早期発見できるような地域を目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業 民生委員等活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家族や近所の人等、周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に周知します。</li><li>・ 困りごとを抱えている人を支援につなげるための相談窓口（関係機関）を周知します。</li><li>・ 支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげることの重要性を周知します。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
民生委員の充足率	95%	100%

## 施策3 社会参加・交流の促進

### 現状と課題

働き方の多様化や時間的制約により、地域福祉活動に参加することが困難になっている市民が少なくありません。地域福祉活動への参加状況を見ると、「現在、参加している」割合は 14.8%で、前回の 17.9%から低下しており、参加しない理由として「仕事、家庭などの都合で機会がない」44.7%と「時間がない」28.2%が大きな要因となっていて、忙しい現役世代が参加しやすい環境が十分に整っているとはいえない状況です。また、「参加方法がわからない」21.8%、「人付き合いが苦手だから」17.5%、「拘束されたくない」16.1%など、参加をためらう理由も多様であることが分かります。

一方で、就学前児童数は令和 2 年 5,771 人から令和 7 年で 4,788 人へ減少しており、将来的に子ども世代の地域活動への参加基盤が縮小していくことも懸念されます。多様な世代が地域福祉活動に参加しやすい環境を整えるため、短時間・単発での参加や役割の選択制、オンラインでの活動、親子で参加できる機会の充実など、参加形態の多様化と柔軟な受け入れ体制を構築するとともに、就学前を含めて子どもの頃から地域とのつながりをつくる工夫が重要です。

### 施策の方向性

多様な世代の方が地域福祉活動に参加しやすい環境を目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
社会参加、交流の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々な機会を通じて市民が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすい活動が実施できるよう啓発します。</li><li>・ 地域福祉活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流できるよう啓発します。</li><li>・ 就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親と子、就労世代や退職後の方等と一緒に参加し、継続して地域とつながりを持つことの必要性を周知します。</li><li>・ 地域への参加の在り方も人により異なることから、多様な価値観に合わせた地域活動の在り方を模索します。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域福祉活動に参加している市民の割合	37%	50%

## 施策4 地域組織、団体等の連携強化

### 現状と課題

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、自治会などが、それぞれの役割を最大限に発揮し、相互に連携する体制の構築が求められています。市内では、ボランティアセンター登録団体が54団体（障がい者・高齢者支援14、学術・文化・芸術等振興14、子育て支援10など）と多分野にわたっていますが、これらの団体間の横断的な連携が十分に構築されているとはいえません。自治会加入率は令和2年45.2%から令和7年には35.8%へ低下しており、地域基盤組織の基盤そのものが縮小する中で、限られた地域資源をいかに効果的に活用するかが課題となっています。市民の間では、「地域の自主的な活動と行政サービスの連携強化」の重要性を挙げる割合は10.4%にとどまり、「地域福祉活動を担う人材の育成」を重要と考える市民も23.9%となっており、連携や担い手育成の重要性についての認識は必ずしも高いとはいえません。さらに、外国人住民が令和3年3,292人から令和7年で4,230人へ増加しており、多言語対応や文化的配慮を含めた新たな連携分野への対応も求められています。社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア団体などが、高齢者・障がい者・子ども等の分野を超えて課題に応じて柔軟に連携する体制を整えるとともに、その連携の重要性を市民に周知していく取組が必要です。

### 施策の方向性

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、自治会などが、その団体ごとの役割を互いに認識し、課題に合わせて柔軟に連携する体制を目指します。

### 主な取組事業

取組名	取組内容
地域福祉計画推進事業 地域福祉補助事業 民生委員等活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会やボランティア団体等が互いにつながり連携することの重要性を周知します。</li><li>高齢者、障がい者、子ども等の各分野で活動している様々な団体が、分野を超えて連携することの重要性を周知します。</li></ul>

### 施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域福祉計画推進に関する研修の実施	1回	4回

## 第5章

---

### 計画の推進

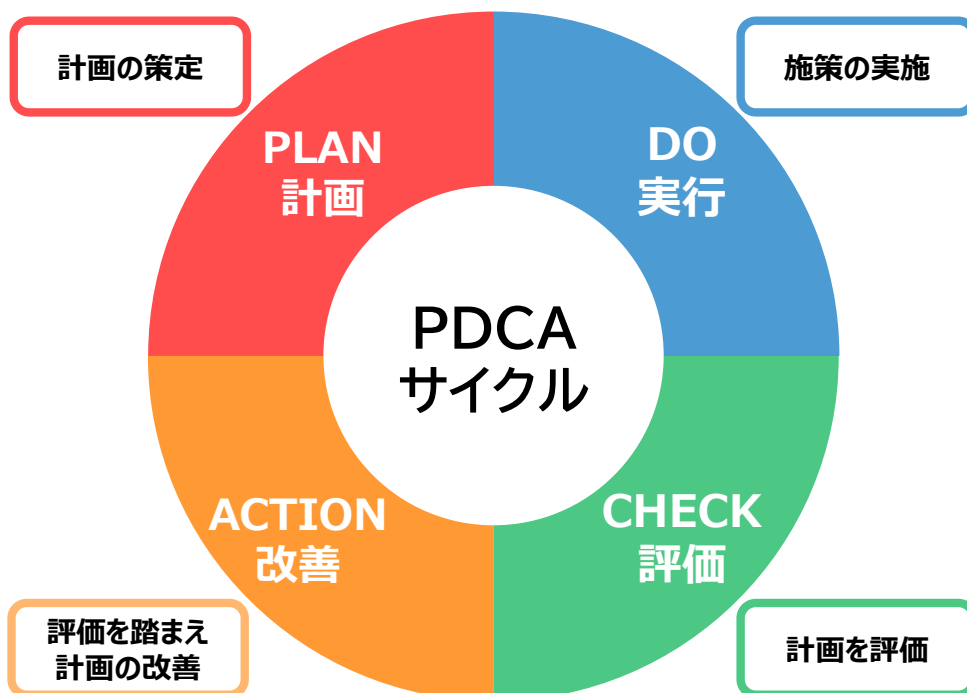
## 1 計画の推進について

本計画は市の公式ホームページで公開するとともに、各地区での会議等を通じて広く市民の皆様へ周知し、浸透を図ります。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を確保しつつ、民生委員・児童委員協議会や自治会連合会、NPO、ボランティア団体など、地域福祉を担う多様な主体との連携体制を強め、計画の推進力を高めていきます。

さらに、地域住民が直面する複雑・多層化した福祉課題に対応するため、子ども・高齢・障がい・生活困窮といった従来の四分野にとどまらず、医療、保健、雇用・労働、教育、権利擁護、防災・減災、都市計画等の幅広い分野と結び付け、横断的な連携・協力の枠組みを構築します。そのうえで、全庁の関係施策・事業の所管課と調整しながら、実行段階での協働と具体的な取組の展開を進めていきます。

## 2 計画の管理・評価について

計画を着実に前へ進めるには、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)というPDCAの枠組みを運用し、基本目標の到達度を適切に点検しながら必要な修正を加える進行管理が欠かせません。進捗管理は、基本目標単位で総合的に判断・評価を行い、見直しや改善が必要な事項を検討しつつ、計画の実効性を高める運用を行います。あわせて、地域福祉に関する対応は、子ども・高齢・障がい・生活困窮の四分野のみならず、医療や保健、雇用・労働、教育、権利擁護、防災・減災、都市計画など広範な分野と深く関係することから、関連する各分野別計画の整合を図り、関係機関・関係団体との連携を強めながら、全庁的に進捗を管理していきます。



## 第6章

---

### 資料編

# 1 計画策定の経過

年 月 日	内容
令和6年 9月30日(月)～ 10月31日(木)	「座間市地域福祉計画(第五期)」策定に係るアンケートの実施
令和7年 10月31日(金)	10月度支援調整会議 議題・座間市地域福祉計画(第五期)についてのヒアリング
11月14日(金)	第1回地域保健福祉サービス推進委員会 議題・座間市地域福祉計画(第五期)【素案】について説明、質疑
12月12日(金)～ 令和8年 1月14日(水)	パブリックコメントの実施
1月23日(金)～ 2月6日(金)	地域福祉計画策定等委員会 包括的支援体制推進委員会 議題・「座間市地域福祉計画(第五期)」(素案)についてのヒアリング(書面開催)
3月13日(金)	第2回地域保健福祉サービス推進委員会 議題・座間市地域福祉計画(第五期)【案】について諮問、答申

## 2 座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則／委員名簿

(目的)

第1条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例（昭和48年座間市条例第48号）第3条の規定に基づき、座間市地域保健福祉サービス推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ保健、医療及び福祉分野における各種サービスの推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体及び機関の関係者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 座間市地域保健福祉サービス調整機構設置運営要綱（平成5年座間市告示第23号）
- (2) 座間市介護保険事業計画作成委員会設置要綱（平成10年座間市告示第76号）
- (3) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会設置運営要綱（平成12年5月16日告示第70号）

座間市地域保健福祉サービス推進委員会委員選出区分

No.	選出区分		選出先
1	保健医療団体及び機関の関係者		座間市医師会
2			座間市歯科医師会
3	福祉団体関係		座間市障害者団体連合会
4			座間市老人クラブ連合会
5			座間市社会福祉協議会
6			座間市民生委員児童委員協議会
7	社会福祉事業に従事する者		障害者福祉施設
8			特別養護老人ホーム
9	学識経験者		教授等
10	公募による市民		市民
11			
12	認める者 その他市長が必要と	自治会関係	座間市自治会総連合会
13		関係行政機関	神奈川県厚木保健福祉事務所
14		ボランティア団体	座間市社会福祉協議会登録のボランティア団体
15			座間市社会福祉協議会登録のボランティア団体

委員名簿

規則第3条による分類		氏名	団体名等
保健医療団体及び機関の関係者		山崎 雅彦	座間市医師会 副会長
		土屋 光克	座間市歯科医師会 理事
福祉団体関係		鈴木 孝幸	座間市障害者団体連合会 会長
		長谷川 光	座間市老人クラブ連合会 会長
		菊地 孝	座間市社会福祉協議会 会長
		中村 美紀	座間市民生委員児童委員協議会 副会長
社会福祉事業に従事する者		府川 孝臣	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガベセンター アガベサポートセンター施設長
		澤田 麻衣子	社会福祉法人慈恵会 特別養護老人ホーム 第二座間苑 施設長
学識経験者		船水 浩行	東海大学 教授
公募による市民		畑中 睦	公募市民
		塩見 千草	
認める者 その他市長が必要と	自治会関係	湯浅 一弘	座間市自治会総連合会 会長
	関係行政機関	山下 慶子	厚木保健福祉事務所 保健福祉課長
	ボランティア団体	高橋 弐	座間市おもちゃドクターの会
		前田 暖子	レインボーキャリア会

任期：令和7年12月1日～令和9年11月30日

## 座間市地域福祉計画（第五期）

誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して

発行日 令和8年（2026年）3月

発行者 座間市

編集 福祉部地域福祉課

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-255-1111（代表）

046-252-8247

FAX 046-255-3550

